

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び 夜間対応型訪問介護

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況
2. 夜間対応型訪問介護の概況
3. 令和3年度介護報酬改定の内容
4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
5. 現状と課題及び論点



1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況

2. 夜間対応型訪問介護の概況

3. 令和3年度介護報酬改定の内容

4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

5. 現状と課題及び論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
 - または
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>

	0時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時
月												
火												
水												
木												
金												
土												
日												

Legend: 定期巡回 (Blue), 随時訪問 (Orange), 訪問看護 (Yellow/Blue striped)

Callouts:

- 水分補給 更衣介助 (Water supply, Dressing assistance)
- 通所介護 (Outpatient care)
- 排せつ介助 食事介助 (Bowel assistance, Meal assistance)
- 排せつ介助 食事介助 体位交換 (Bowel assistance, Meal assistance, Position change)
- 体位変換 水分補給 (Position change, Water supply)

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけでなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

職種		資格等	必要な員数等	
人員基準	訪問介護員等 (※1)	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な数以上 オペレーターと兼務可能。
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修修了者 旧介護職員基礎研修 旧訪問介護員1級 旧訪問介護員2級 	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス、オペレーター及び同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護の職務に従事することができる 夜間・早朝（18時～8時）の時間帯は、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	看護職員 (訪問看護サービスを行う職員)	保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師、准看護師あわせて2.5以上、うち1名以上は常勤の保健師又は看護師（併設訪問看護事業所と合算可能） 	
		PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> PT、OT、STは実情に応じた必要数 オペレーターと兼務可能 常時オンコール体制を確保 	
	オペレーター(※1) (随時対応サービスを行う職員)	看護師、介護福祉士等(※2) のうち、常勤の者1人以上 + 1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者(※3)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要数 1名以上は常勤の看護師、介護福祉士等(※2) 当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 夜間・早朝（18時～8時）の時間帯は、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 	
	計画作成責任者	看護師、介護福祉士等(※2)	<ul style="list-style-type: none"> 1以上 	
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務可能） 	
運営基準	計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成責任者が作成 		
	事業の委託	<ul style="list-style-type: none"> 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター(※4)・随時訪問サービスを「一部委託」可能 		

(注) …介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等(加配されている者に限る)との兼務可能

※2 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

※3 オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る

※4 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能。また、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置例

同一敷地内の 訪問介護事業所	随時訪問従事者	定期巡回従事者	オペレーター	看護職員 (一体型のみ)
<p style="text-align: center;">1人以上</p> <p>24時間通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問、オペレーター（※）の全ての職種を兼務することが可能（※利用者の処遇に支障がない範囲で、当該施設の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務を認めている。）</p>	<p style="font-size: 2em;">1人以上</p>			<p style="font-size: 2em;">2.5人</p> <p>指定訪問看護サービスの提供も可能。（2.5人は一体的に計算）</p>
<p style="text-align: center;">1人以上</p> <p>24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能</p>	<p style="font-size: 1.5em;">または</p> <p style="font-size: 2em;">1人以上</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業所間での集約化 ・ 併設施設等の職員活用により単独配置不要 <p>※別法人でも可</p> </div>			<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>連携型の場合は、自事業所に配置不要</p> </div>

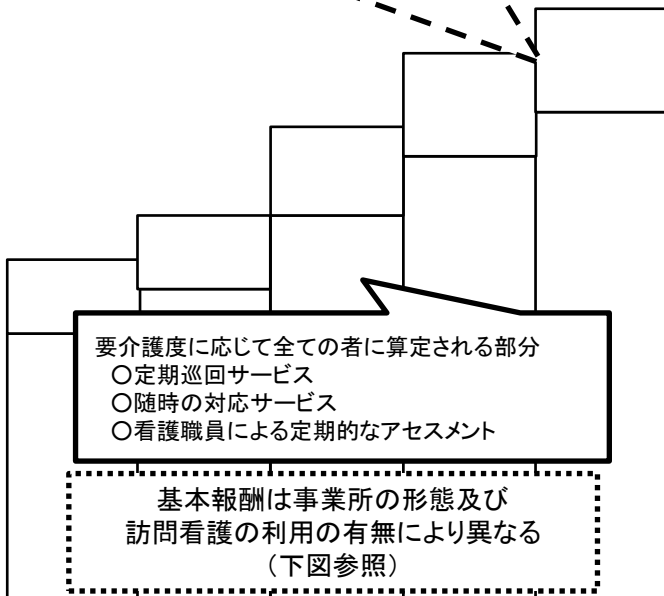
⇒ **事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬(1月あたり)

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)
※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



要介護度に応じて全ての者に算定される部分
○定期巡回サービス
○随時の対応サービス
○看護職員による定期的なアセスメント

基本報酬は事業所の形態及び
訪問看護の利用の有無により異なる
(下図参照)

要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

専門的な認知症ケアの実施
(90単位、120単位/月)

利用開始日から30日以内の期間
(30単位/日)

市町村が定める要件を満たす場合
(上限500単位)

リハビリテーション職との連携
・加算Ⅰ：100単位/月
・加算Ⅱ：200単位/月

緊急時の訪問看護サービスの提供
(315単位/月)

死亡日及び死亡日前14日以内
に実施したターミナルケアを評価
(2,000単位/死亡月)

退院退所時、医師等と共同指導した場合
(600単位/回)

包括サービスとしての総合的なマネジメント
(1,000単位/月)

中山間地域等でのサービス提供(5%・10%・15%)

介護福祉士等を一定割合以上配置
+研修等の実施
(750、640、350単位/月)

【介護職員処遇改善加算】
(Ⅰ)13.7% (Ⅱ)10.0% (Ⅲ)5.5%
【介護職員等特定処遇改善加算】
(Ⅰ)6.3% (Ⅱ)4.2%

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供
(▲600単位/月 or ▲900単位/月)

准看護師による訪問看護
(▲2%/月)

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算

〔通所系サービス利用1日当たり▲62単位～▲322単位
短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算〕

(注1)点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2) [点線枠] は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8,312単位	5,697単位
要介護2	12,985単位	10,168単位
要介護3	19,821単位	16,883単位
要介護4	24,434単位	21,357単位
要介護5	29,601単位	25,829単位

連携型事業所
介護分を評価
5,697単位
10,168単位
16,883単位
21,357単位
25,829単位

連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費
(連携先で算定)



2,954単位

3,754単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の算定状況

	単位数 (令和3年4月改定後)	単位数 (単位:千単位)		割合 (単位数ベース)		件数 (単位:千件)		算定率 (件数ベース)		請求事業所数		算定率 (事業所ベース)	
		総数	600,663	総数	600,663	総数	35.6	総数	35.6	総数	1,148	総数	1,148
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		600,663	129.25%	35.6	100.00%	-	-	-	-	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (1)看護なし	5,697~25,829単位/月	48,478	8.07%	4.1	11.52%	-	-	-	-	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (I) (2)看護あり	8,312~29,601単位/月	140,144	23.33%	8.5	23.88%	-	-	-	-	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (II)	5,697~25,829単位/月	300,621	50.05%	23.0	64.61%	-	-	-	-	-	-	-	-
通所利用減算 (1)看護なし	△62~281単位/月	△ 21,688	△ 3.61%	16.7	46.91%	-	-	-	-	-	-	-	-
通所利用減算 (2)看護あり	△91~322単位/月	△ 6,672	△ 1.11%	4.3	12.08%	-	-	-	-	-	-	-	-
同一建物減算 1	△600単位/月	△ 5,795	△ 0.96%	9.7	27.25%			479	41.72%				
同一建物減算 2	△900単位/月	△ 3,803	△ 0.63%	4.2	11.80%			59	5.14%				
特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	+ 15/100	602	0.10%	0.4	1.12%			15	1.31%				
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 10/100	5	0.00%	0.0	0.00%			3	0.26%				
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 5/100	9	0.00%	0.0	0.00%			4	0.35%				
緊急時訪問看護加算	+ 315単位/月	1,750	0.29%	5.6	15.73%			235	20.47%				
特別管理加算 (I)	+ 500単位/月	352	0.06%	0.7	1.97%			155	13.50%				
特別管理加算 (II)	+ 250単位/月	109	0.02%	0.4	1.12%			112	9.76%				
ターミナルケア加算	+ 2,000単位	60	0.01%	0.0	0.00%			22	1.92%				
初期加算	+ 30単位/日	1,595	0.27%	3.6	10.11%			843	73.43%				
退院時共同指導加算	+ 600単位/回	15	0.00%	0.0	0.00%			9	0.78%				
総合マネジメント体制強化加算	+ 1,000単位/月	32,464	5.40%	32.5	91.29%			1,039	90.51%				
生活機能向上連携加算 (I)	+ 100単位/月	4	0.00%	0.0	0.00%			7	0.61%				
生活機能向上連携加算 (II)	+ 200単位/月	77	0.01%	0.4	1.12%			21	1.83%				
認知症専門ケア加算 (I)	+ 90単位/月	14	0.00%	0.2	0.56%			8	0.70%				
認知症専門ケア加算 (II)	+ 120単位/月	7	0.00%	0.1	0.28%			5	0.44%				
サービス提供体制強化加算 (I)	+ 750単位/月	13,236	2.20%	17.6	49.44%			560	48.78%				
サービス提供体制強化加算 (II)	+ 640単位/月	5,523	0.92%	8.6	24.16%			0	0.00%				
サービス提供体制強化加算 (III)	+ 350単位/月	215	0.04%	0.6	1.69%			20	1.74%				
介護職員処遇改善加算 (I)	×137/1000	66,735	11.11%	33.6	94.38%			1,078	93.90%				
介護職員処遇改善加算 (II)	×100/1000	990	0.16%	0.6	1.69%			24	2.09%				
介護職員処遇改善加算 (III)	×55/1000 (※)	206	0.03%	0.3	0.84%			12	1.05%				
介護職員処遇改善加算 (IV)	× (※) ×90/100	-	0.00%	-	0.00%			0	0.00%				
介護職員処遇改善加算 (V)	× (※) ×80/100	12	0.00%	0.0	0.00%			1	0.09%				
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	×63/1000	20,810	3.46%	22.8	64.04%			669	58.28%				
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	×42/1000	5,347	0.89%	8.7	24.44%			319	27.79%				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	86	0.01%	0.2	0.56%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

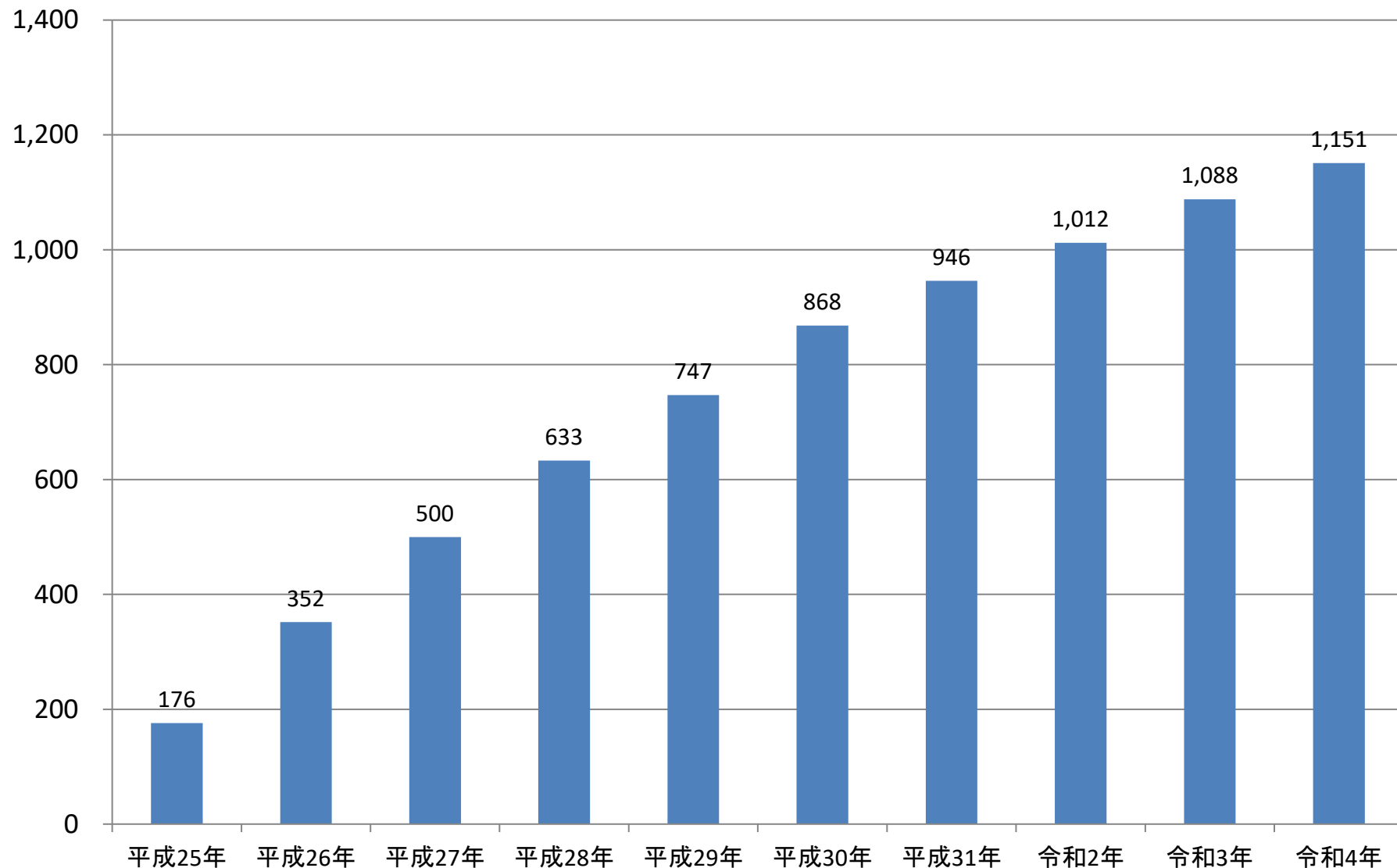
(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含まない。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」より老健局認知症施策・地域介護推進課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年3月サービス提供分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数

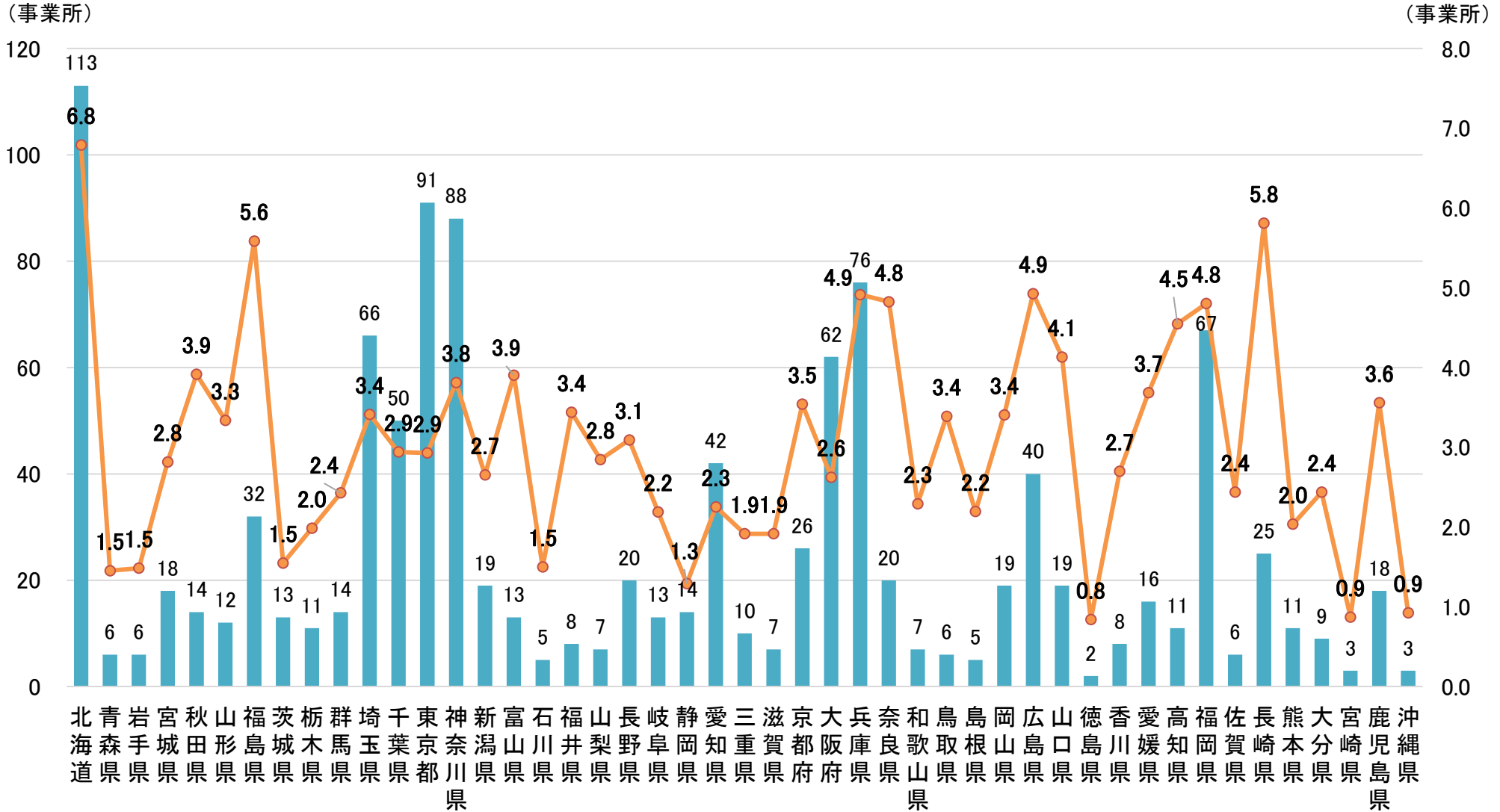
(事業所)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。 出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数(都道府県別)



■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所数

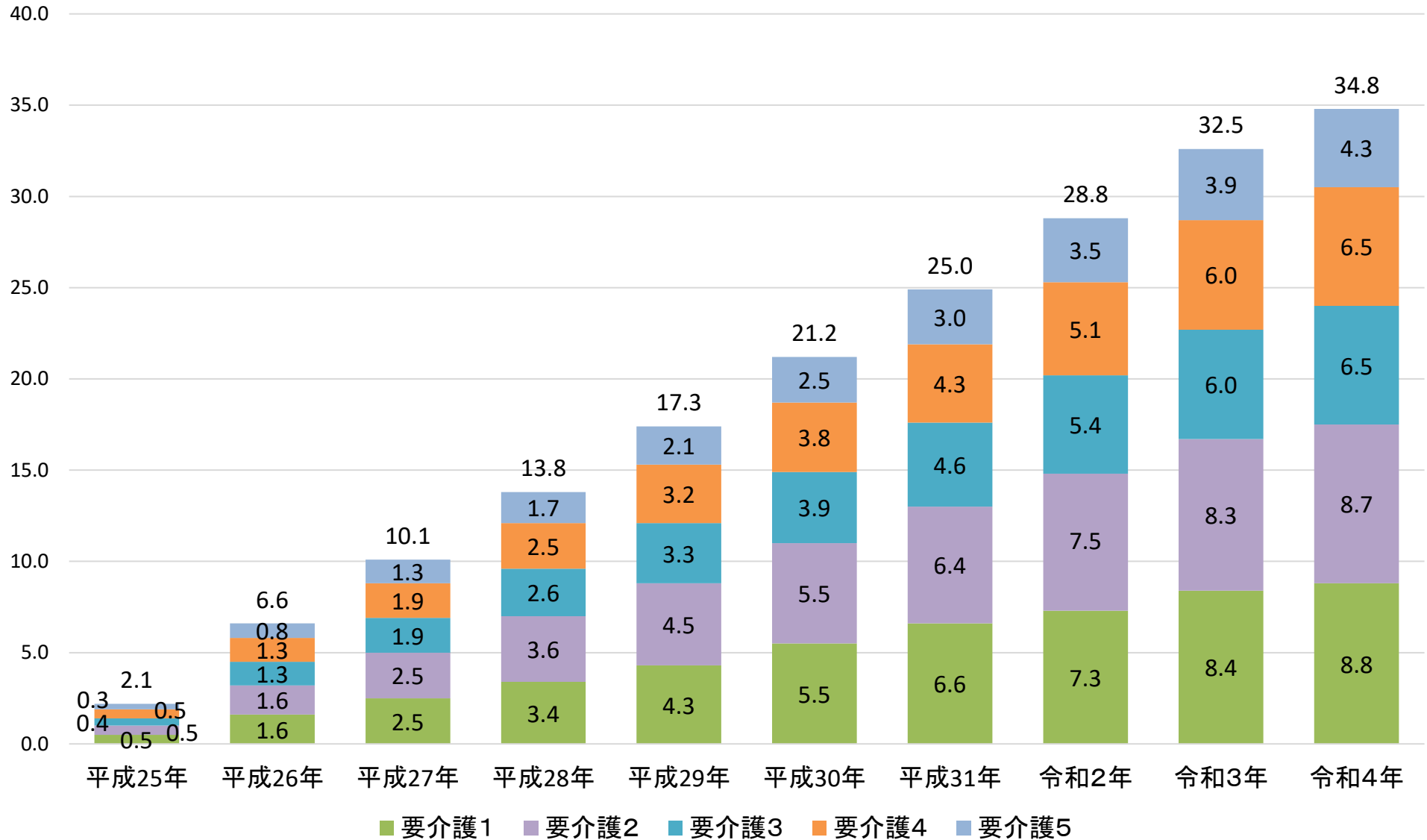
● 高齢者人口10万人あたりの請求事業所数

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】請求事業所数:厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和4年4月審査分)
高齢者(65歳以上)人口:令和2年国勢調査

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の要介護度別受給者数

(千人)



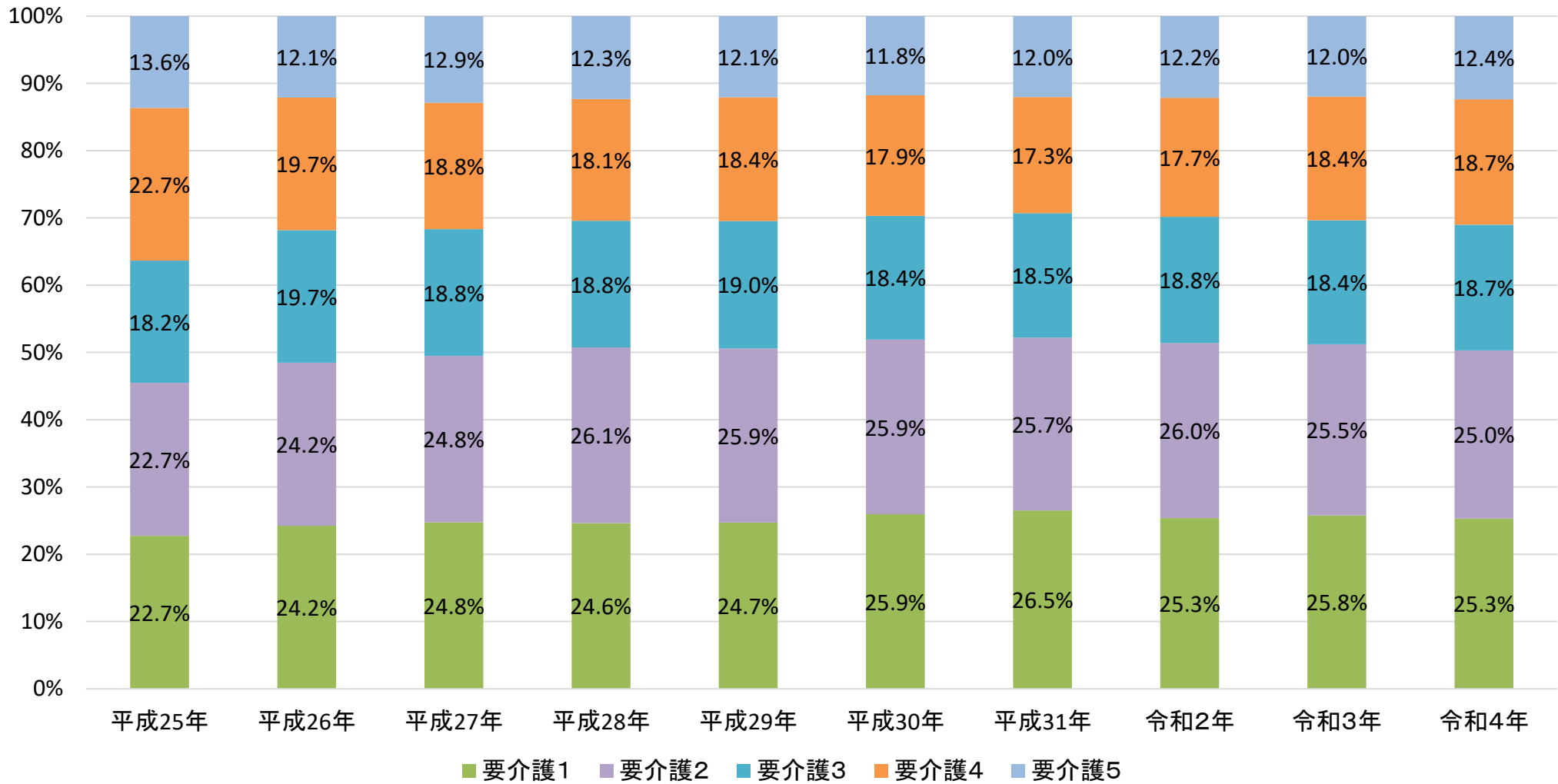
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の要介護度別受給者割合

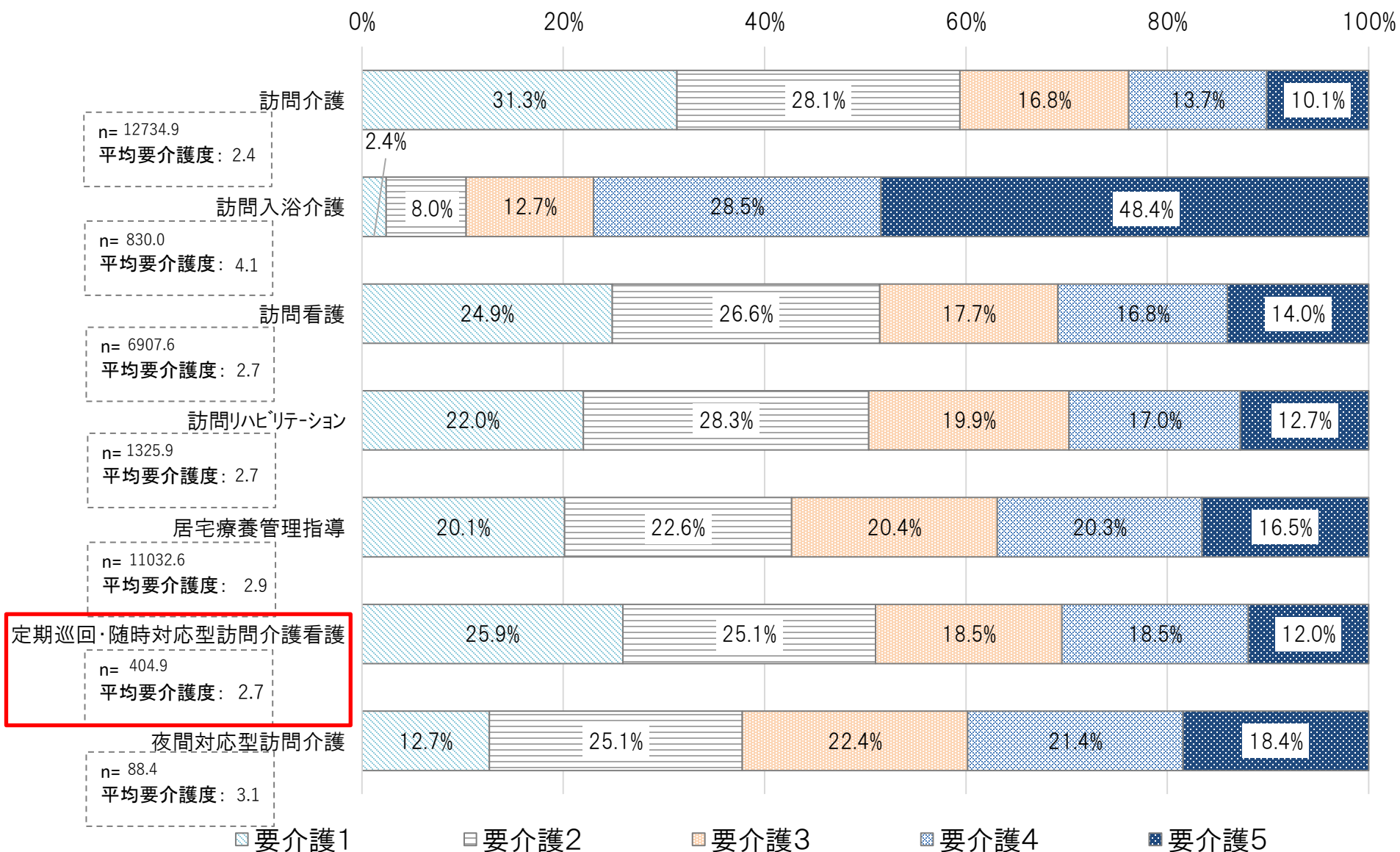


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※平成24年4月創設

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

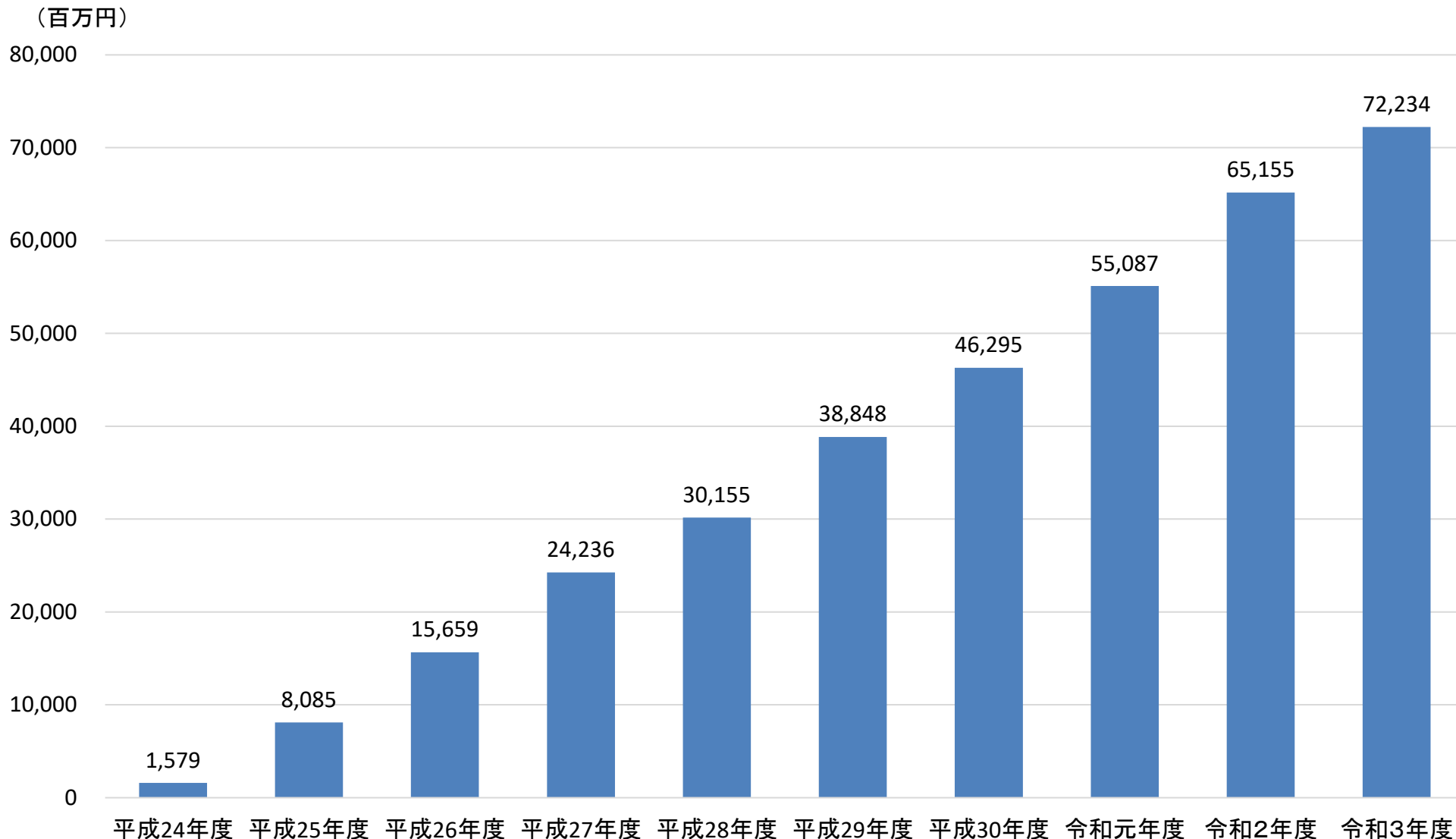
訪問系サービスの要介護度割合



(注) 平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】令和3年度介護給付費等実態統計報告（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用額

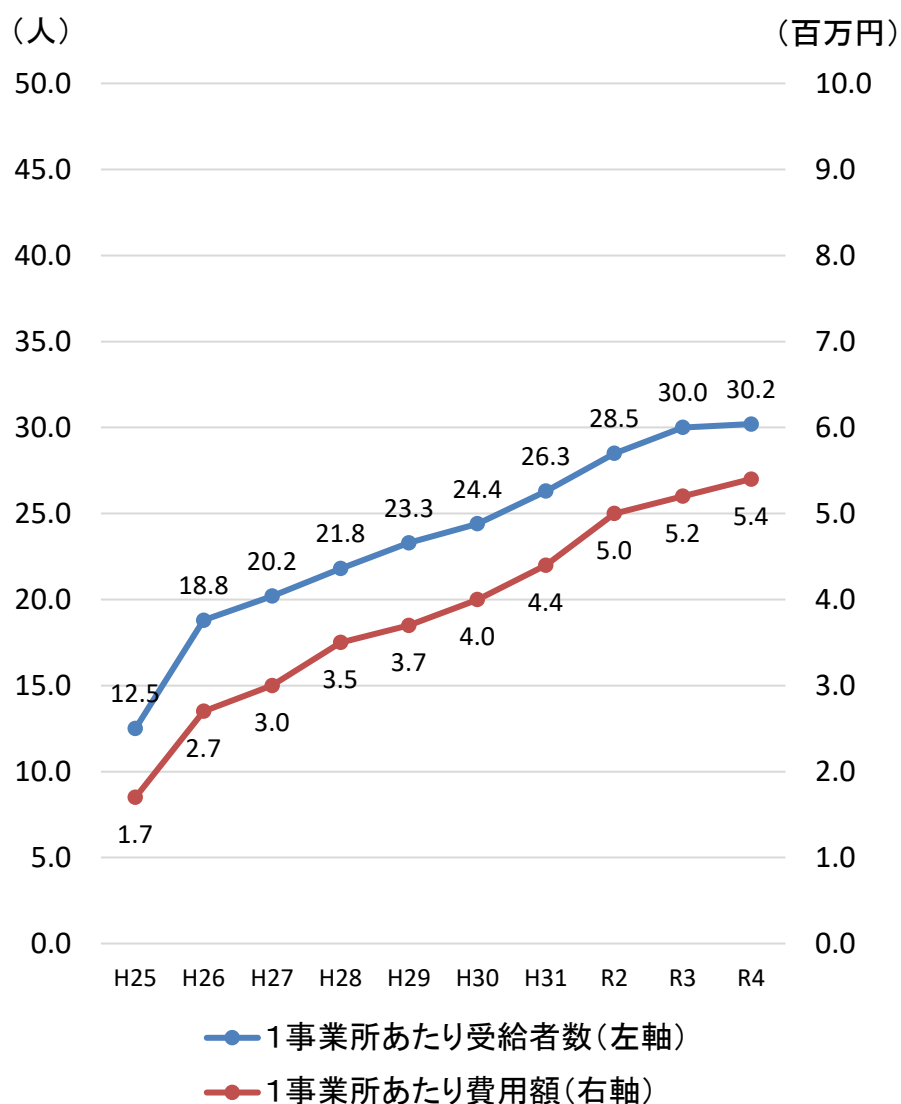


※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

【1事業所1月あたりの受給者数・費用額】



【利用者1人1月あたりの費用額】

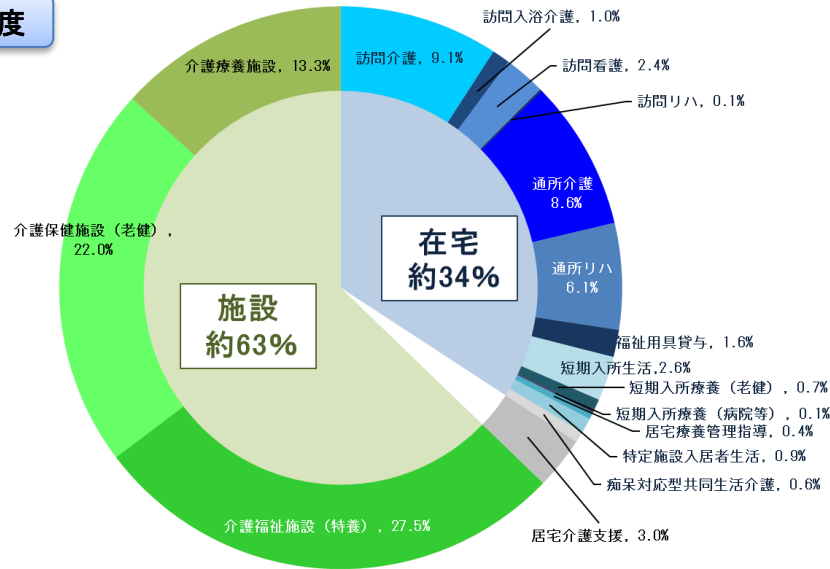


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。

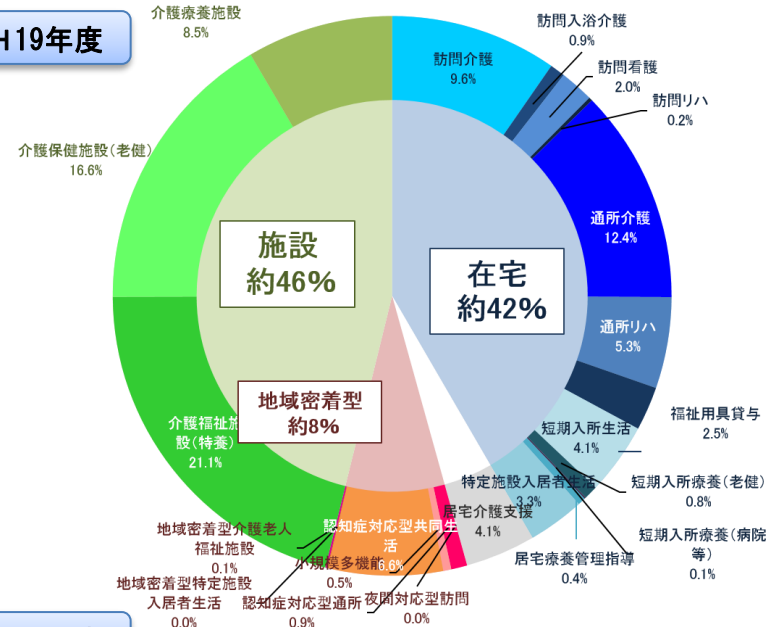
出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

サービス種類別介護費用額割合の推移

H13年度

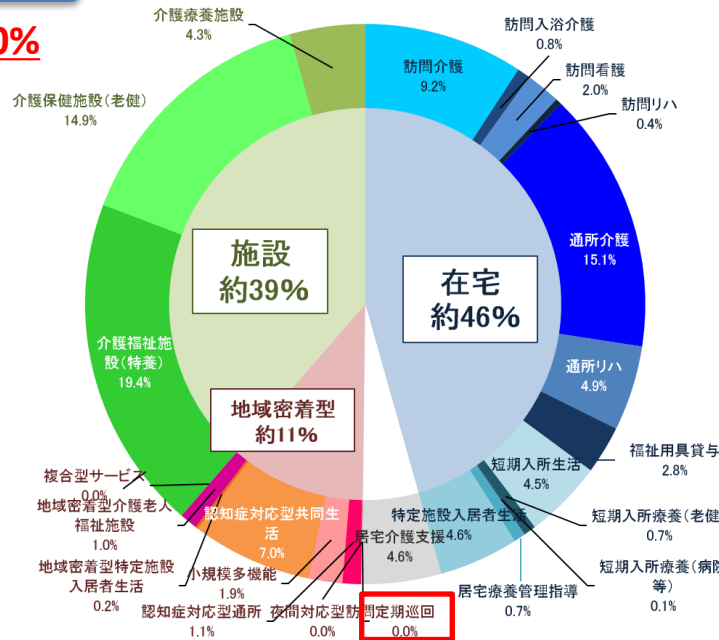


H19年度



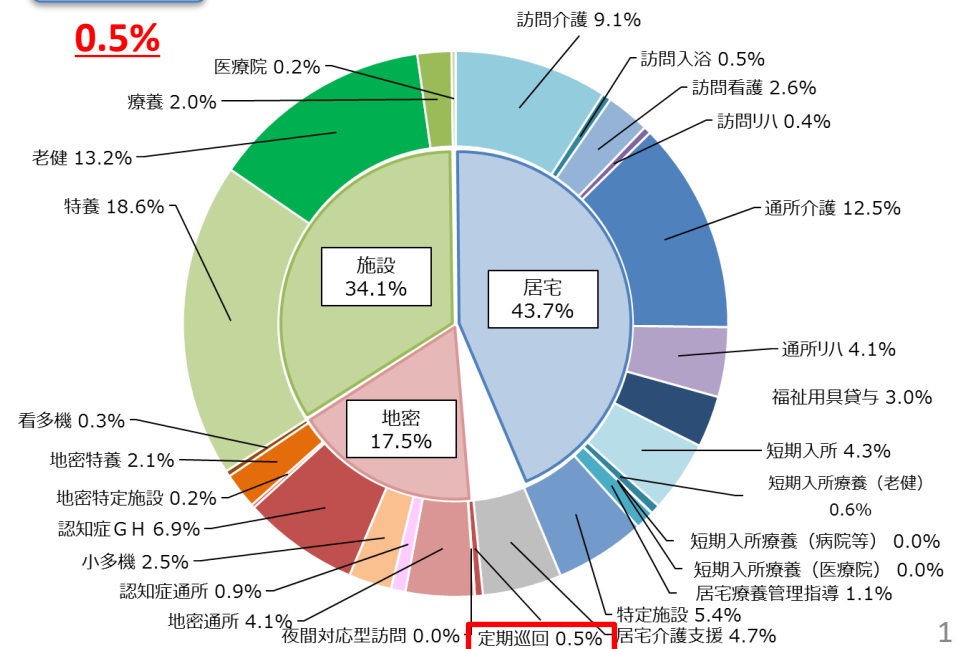
H24年度

0.0%



H30年度

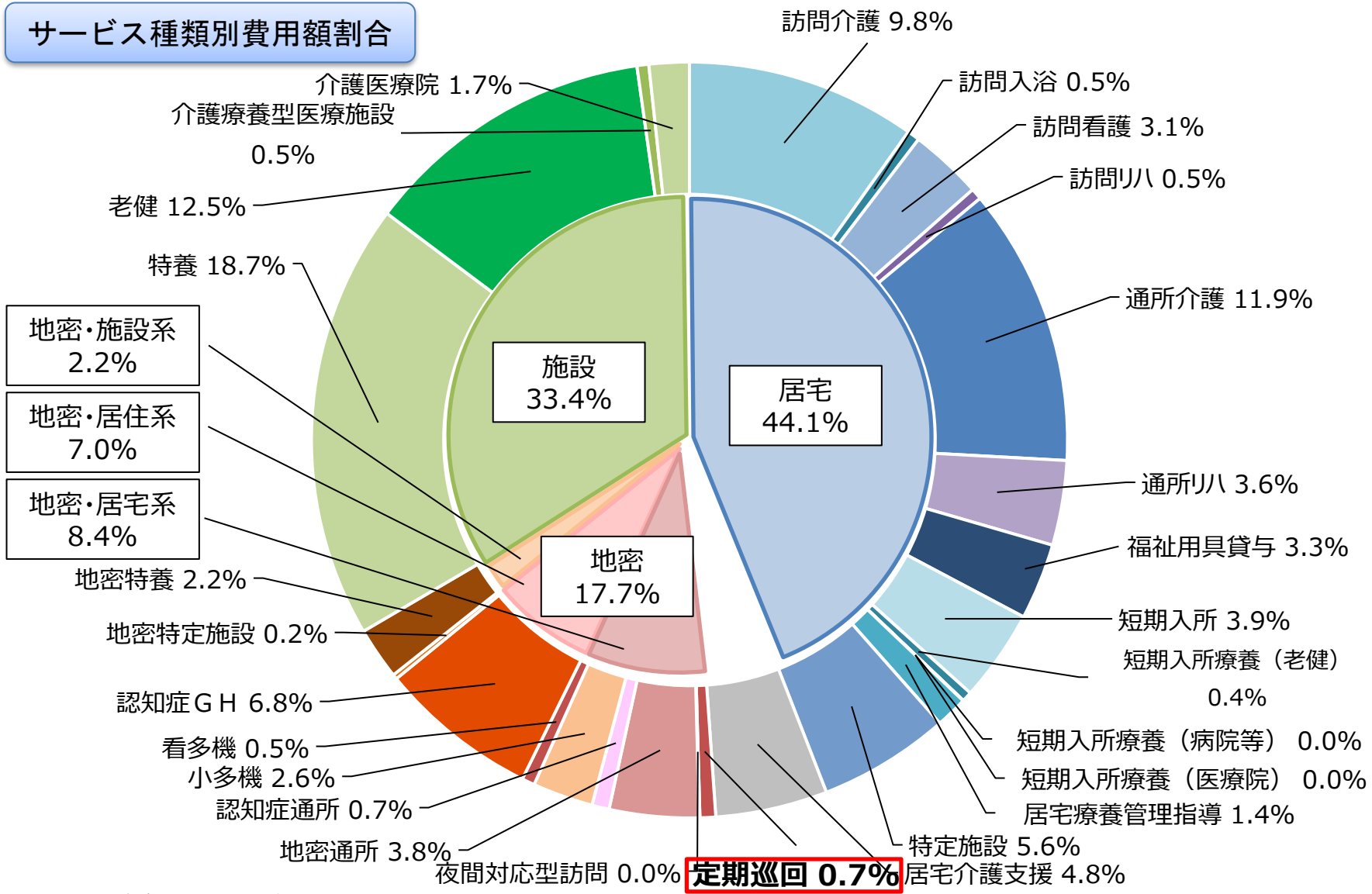
0.5%



[出典]介護給付費等実態調査(平成13年度から平成30年度)より作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」
 (注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。
 介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。
 (注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))
 (注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援	514,629	37,831	
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
	計	1,898,795	47,374
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
計	3,595,326	13,581	
合計	10,749,404	259,103	

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の経営状況

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の収支差率は8.2%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和4年度 概況調査		
	令和2年度 決算	令和3年度 決算	対2年度 増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.4% <8.1%> (7.7%)	8.2% <8.1%> (7.8%)	△0.2% <0.0%> (+0.1%)
夜間対応型訪問介護※	△8.6% <△9.0%> (△8.9%)	3.8% <3.8%> (3.3%)	+12.4% <+12.8%> (+12.2%)
地域密着型通所介護	4.0% <3.5%> (3.7%)	3.4% <3.1%> (3.1%)	△0.6% <△0.4%> (△0.6%)
認知症対応型通所介護〔予防を含む〕	9.3% <8.8%> (9.1%)	4.4% <4.3%> (4.3%)	△4.9% <△4.5%> (△4.8%)
小規模多機能型居宅介護〔予防を含む〕	4.1% <3.8%> (4.1%)	4.7% <4.6%> (4.5%)	+0.6% <+0.8%> (+0.4%)
認知症対応型共同生活介護〔予防を含む〕	5.8% <5.5%> (5.5%)	4.9% <4.8%> (4.6%)	△0.9% <△0.7%> (△0.9%)
地域密着型特定施設入居者生活介護〔特定施設分以外を含む全体〕	3.7% <3.3%> (3.2%)	3.0% <2.8%> (2.6%)	△0.7% <△0.5%> (△0.6%)
地域密着型介護老人福祉施設	1.1% <0.7%> (1.1%)	1.2% <1.1%> (1.2%)	+0.1% <+0.4%> (+0.1%)
看護小規模多機能型居宅介護	5.2% <4.9%> (4.9%)	4.6% <4.4%> (4.2%)	△0.6% <△0.5%> (△0.7%)

注：「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注：括弧なしは、税引前収支差率(コロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(コロナ補助金を含む)

第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和2(2020)年度
実績値 ※1

令和5(2023)年度
推計値 ※2

令和7(2025)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和2(2020)年度 実績値 ※1	令和5(2023)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
在宅介護	359 万人	391 万人 (9%増)	405 万人 (13%増)	474 万人 (32%増)
うちホームヘルプ	114 万人	123 万人 (8%増)	128 万人 (12%増)	152 万人 (33%増)
うちデイサービス	219 万人	244 万人 (11%増)	253 万人 (15%増)	297 万人 (36%増)
うちショートステイ	35 万人	40 万人 (14%増)	40 万人 (17%増)	48 万人 (38%増)
うち訪問看護	61 万人	68 万人 (10%増)	71 万人 (15%増)	84 万人 (37%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (19%増)	14 万人 (23%増)	16 万人 (43%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.0 万人	4.1 万人 (37%増)	4.4 万人 (45%増)	5.4 万人 (78%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	1.5 万人	2.6 万人 (75%増)	2.8 万人 (89%増)	3.4 万人 (130%増)
居住系サービス	47 万人	54 万人 (14%増)	56 万人 (19%増)	65 万人 (39%増)
特定施設入居者生活介護	26 万人	30 万人 (17%増)	32 万人 (22%増)	37 万人 (43%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (11%増)	24 万人 (15%増)	28 万人 (33%増)
介護施設	103 万人	110 万人 (8%増)	116 万人 (13%増)	133 万人 (30%増)
特養	62 万人	67 万人 (8%増)	71 万人 (14%増)	82 万人 (31%増)
老健	35 万人	37 万人 (5%増)	39 万人 (10%増)	44 万人 (26%増)
介護医療院	3.4 万人	5.2 万人 (53%増)	6.5 万人 (91%増)	7.4 万人 (118%増)
介護療養型医療施設	1.7 万人	1.0 万人 (40%減)	- 万人	- 万人

- ※1) 2020年度の数値は介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)による数値で、令和2年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。
在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。
在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。
デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。
ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。
居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。
- ※2) 令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。
なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況



2. 夜間対応型訪問介護の概況

3. 令和3年度介護報酬改定の内容

4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

5. 現状と課題及び論点

夜間対応型訪問介護の概要

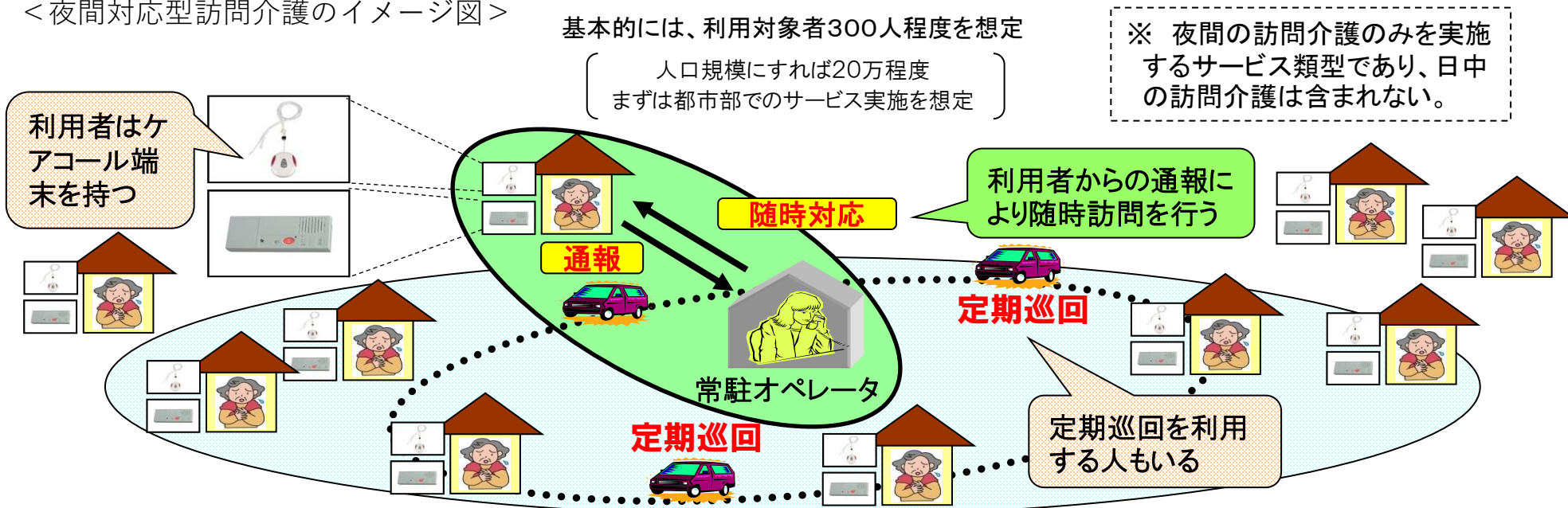
定義

- 「夜間対応型訪問介護」とは、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うものをいう。

経緯

- 在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、平成18年4月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

<夜間対応型訪問介護のイメージ図>



夜間対応型訪問介護の基準

職種		資格等	必要な員数等
人員基準	訪問介護員等 (※1)	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 必要な数以上 オペレーターと兼務可能
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 定期巡回サービス、オペレーター及び同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる 随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	オペレーター (※1)	看護師、介護福祉士等(※2)のうち、常勤の者1人以上 + 1年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者(※3)	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上 当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 併施設設等(短期入所生活(療養)介護、(地域密着型)特定施設、(地域密着型)特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能)の職務に従事可 利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
		オペレーションセンター(※4)	<ul style="list-style-type: none"> ※ オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
	面接相談員	オペレーターと同様の資格又は同等の知識経験を有する者(努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> 1以上(オペレーター又は訪問介護員等との兼務可) ※ オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者(当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。)
運営基準	計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> オペレーター又は面接相談員が作成 ※ オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成 	
	事業の委託	<ul style="list-style-type: none"> 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを「一部委託」可能 	

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等(加配されている者に限る)との兼務可能

※2 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

※3 オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る

※4 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能。また、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

夜間対応型訪問介護の報酬(1月あたり)

指定夜間対応型訪問介護のイメージ (1月あたり)

※ 加算・減算は主なものを記載

基本サービス費

- ①夜間対応型訪問介護費 (I) 【定額+出来高報酬】
- ②夜間対応型訪問介護費 (II) 【包括報酬】

①オペレーションセンター設置

オペレーションサービスの利用

1,025単位/月

定期巡回サービス
386単位/回

随時サービス
(I) 588単位/回
※2人で訪問する場合は
(II) 792単位/回

②オペレーションセンター未設置

2,800単位/月

※設置していても事業者が選択可能

事業所の体制に対する加算・減算

市町村独自の要件
(上限300単位)

日中のオペレーションサービスの実施
(610単位)

中山間地域等でのサービス提供(5%・10%・15%)

専門的な認知症ケアの実施(※)

- ① 3、4単位/日
- ②90、120単位/月

介護職員処遇改善加算
(I)13.7% (II)10.0%
(III)5.5%

介護福祉士等を一定割合以上配置+研修等の実施(※)

- ① 22、18、6単位/回
- ②154、126、42単位/月

介護職員等特定処遇改善加算
(I) 6.3% (II)4.2%

(注1) ※印の加算については、以下のとおり算定する。

オペレーションセンター設置：①の単位数

オペレーションセンター未設置：②の単位数

①の場合、利用者宅への訪問(定期巡回又は随時訪問サービス)を行わない場合は算定不可

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

・ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (▲10%/回)

・ 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 (▲15%/回)

(注2) 点線枠の加算減算は区分支給限度基準額の算定対象外²³

夜間対応型訪問介護の算定状況

	単位数 (令和3年4月改定後)	単位数 (単位: 千単位)	割合 (単位数ベース)	件数 (単位: 千件)	算定率 (件数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	29,633	総数	9.5	総数	178
夜間対応型訪問介護		29,633	100.00%	9.5	100.00%	-	-
夜間対応型訪問介護 (I) (基本)	+ 1,025単位/月	7,108	23.99%	7.4	77.89%	-	-
夜間対応型訪問介護 (I) (定期巡回)	+ 386単位/回	12,519	42.25%	1.0	10.53%	-	-
夜間対応型訪問介護 (I) (随時訪問)	+ 588(792)単位/回※	1,846	6.23%	1.0	10.53%	-	-
夜間対応型訪問介護 (II)	+ 2,800単位/月	298	1.01%	0.1	1.05%	-	-
24時間通報対応加算	+ 610単位/月	3,601	12.15%	5.9	62.11%	-	-
同一建物減算 1 (10%)	×90/100	△ 717	△ 2.42%	0.5	5.26%	13	7.30%
同一建物減算 2 (15%)	×85/100	-	0.00%	-	0.00%	-	0.00%
特別地域夜間対応型訪問介護加算 (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 15/100	-	0.00%	0.0	0.00%	1	0.56%
特別地域夜間対応型訪問介護加算 (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 15/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等における小規模事業所加算 (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 10/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等における小規模事業所加算 (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 10/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 5/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 5/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 3単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 4単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 90単位/月	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
認知症専門ケア加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 120単位/月	315	1.06%	-	0.00%	0	0.00%
サービス提供体制強化加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 22単位/回	6	0.02%	0.8	8.42%	81	45.51%
サービス提供体制強化加算 (I) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 154単位/月	147	0.50%	0.0	0.00%	5	2.81%
サービス提供体制強化加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 18単位/回	0	0.00%	0.3	3.16%	13	7.30%
サービス提供体制強化加算 (II) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 126単位/月	-	0.00%	0.0	0.00%	1	0.56%
サービス提供体制強化加算 (III) (夜間対応型訪問介護 (I) の場合)	+ 6単位/回	-	0.00%	-	0.00%	-	0.00%
サービス提供体制強化加算 (III) (夜間対応型訪問介護 (II) の場合)	+ 42単位/月	3,271	11.04%	-	0.00%	-	0.00%
介護職員処遇改善加算 (I)	×137/1000	14	0.05%	7.0	73.68%	169	94.94%
介護職員処遇改善加算 (II)	×100/1000	1	0.00%	0.1	1.05%	2	1.12%
介護職員処遇改善加算 (III)	×55/1000 (※)	-	0.00%	0.0	0.00%	2	1.12%
介護職員処遇改善加算 (IV)	× (※) ×90/100	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
介護職員処遇改善加算 (V)	× (※) ×80/100	650	2.19%	-	0.00%	0	0.00%
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	×63/1000	496	1.67%	3.0	31.58%	89	50.00%
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	×42/1000	94	0.32%	3.1	32.63%	62	5.40%
夜間対応型訪問介護 (I) 市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	-	0.00%	0.5	5.26%	-	-
夜間対応型訪問介護 (II) 市町村独自加算	単位数は市町村にて設定	-	0.00%	-	0.00%	-	-

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

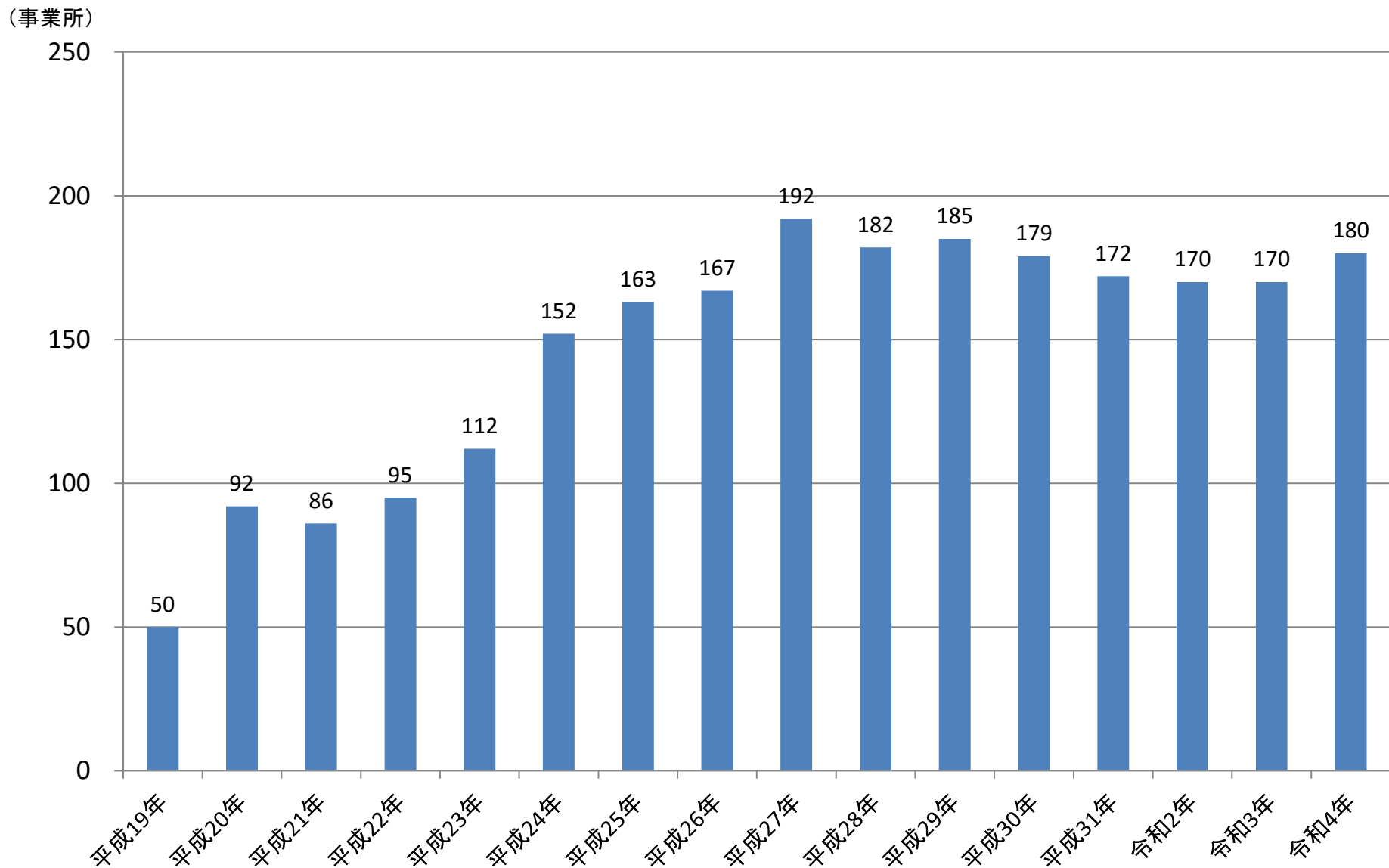
(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含まない。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和4年4月審査(令和4年3月サービス提供)分より老健局認知症施策・地域介護推進課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年3月サービス提供分)

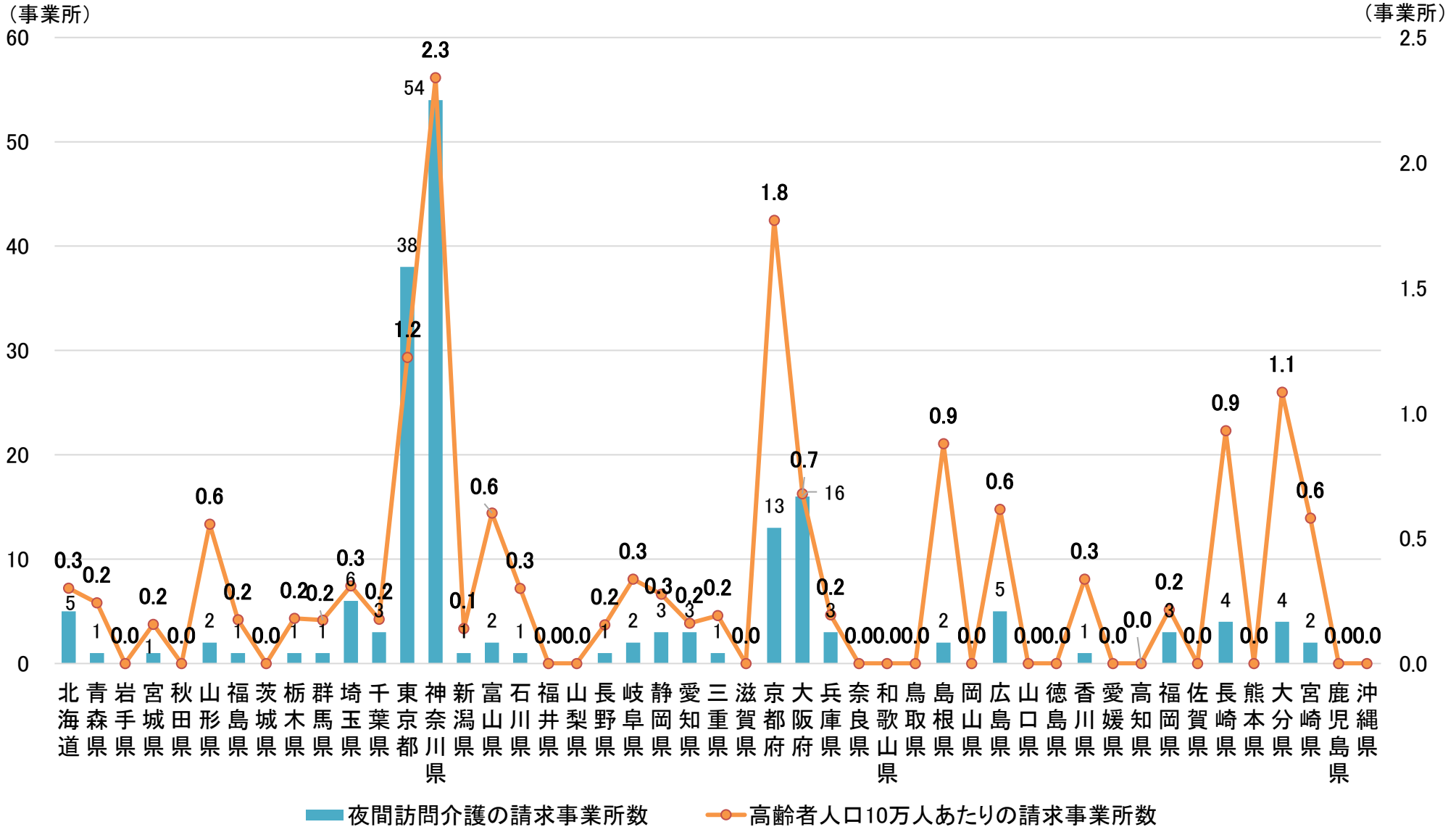
夜間対応型訪問介護の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

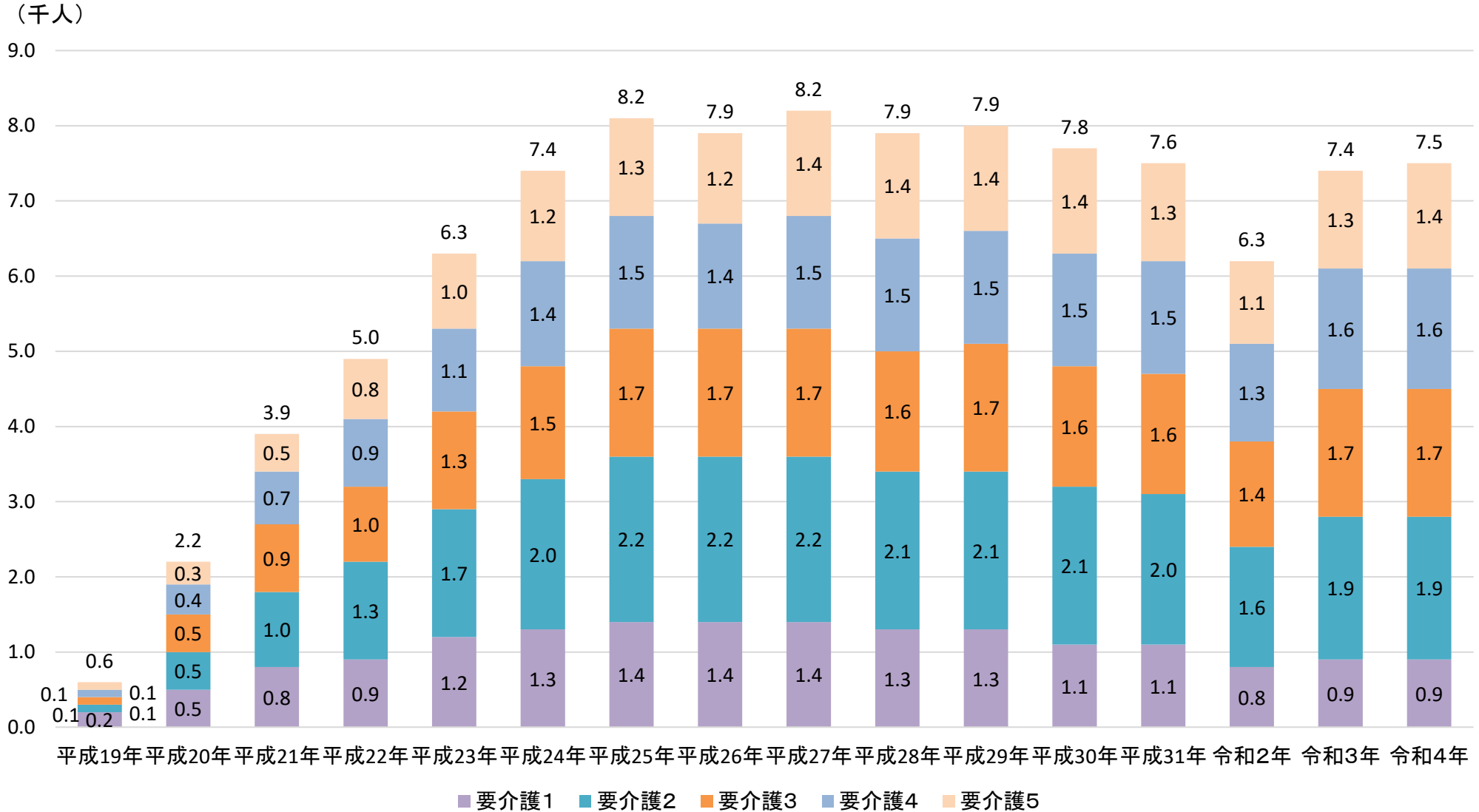
夜間対応型訪問介護の請求事業所数(都道府県別)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】請求事業所数:厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和4年4月審査分)
 高齢者(65歳以上)人口:令和2年国勢調査

夜間対応型訪問介護の要介護度別受給者数



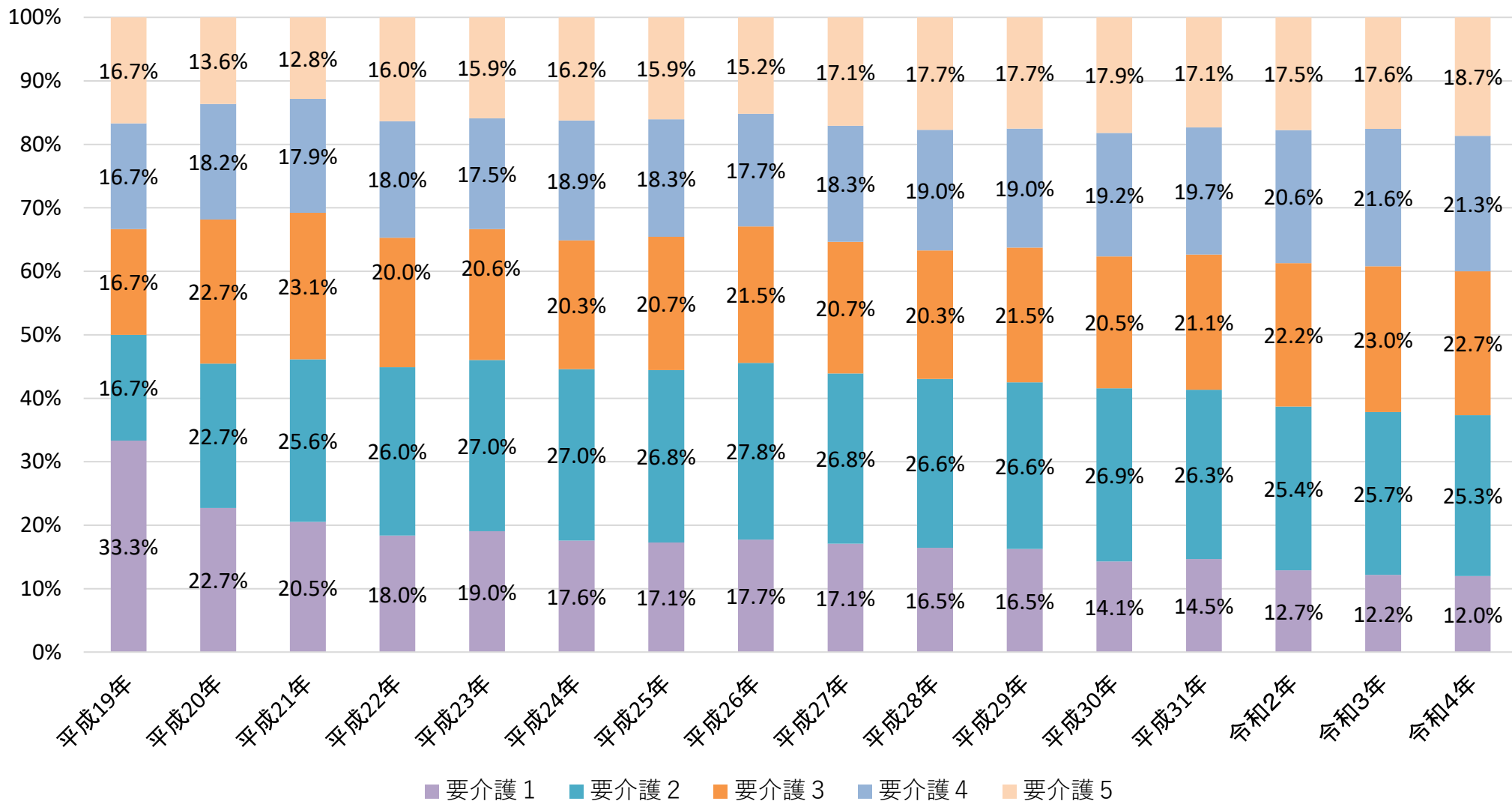
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

夜間対応型訪問介護の要介護度別受給者割合

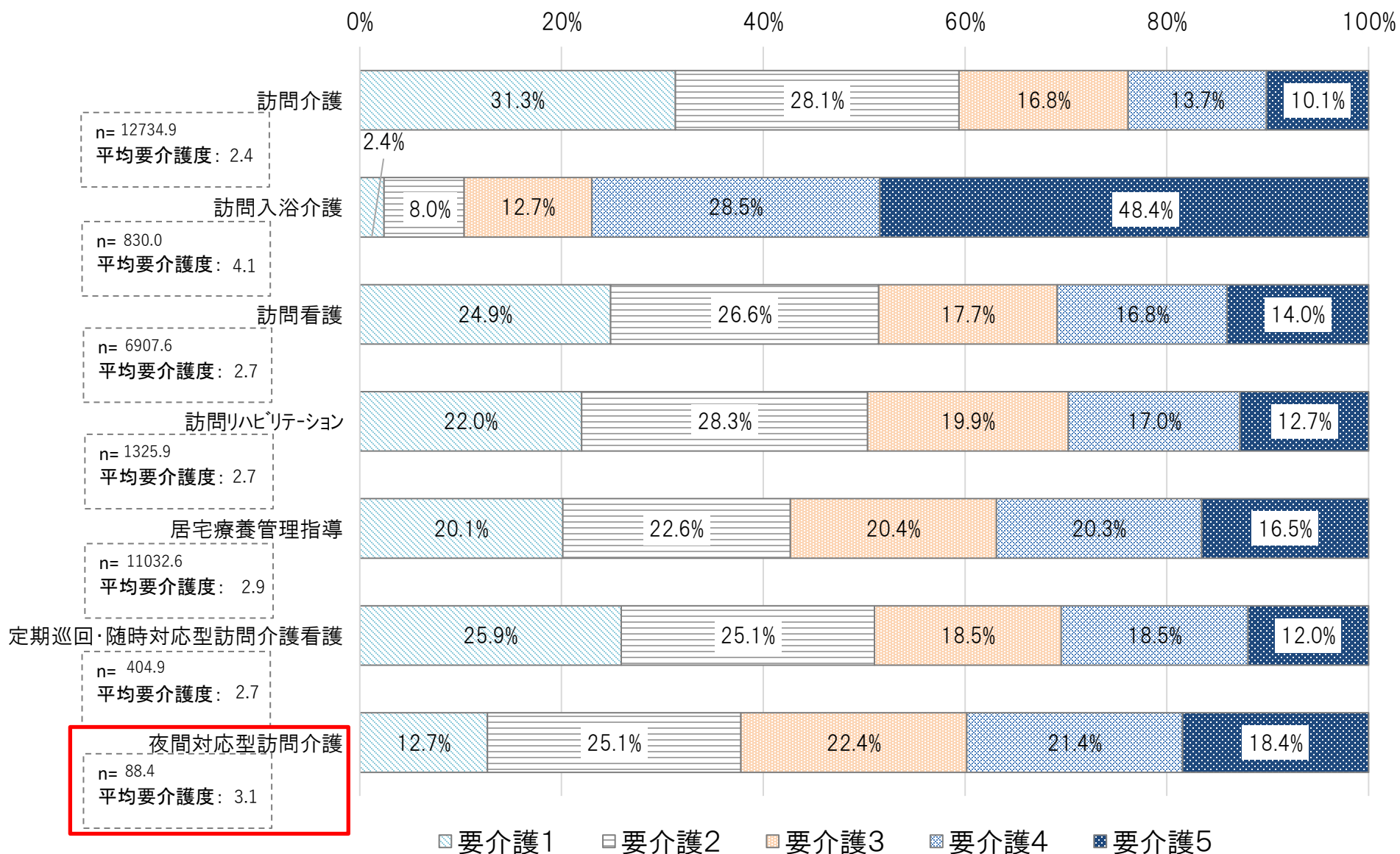


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

訪問系サービスの要介護度割合

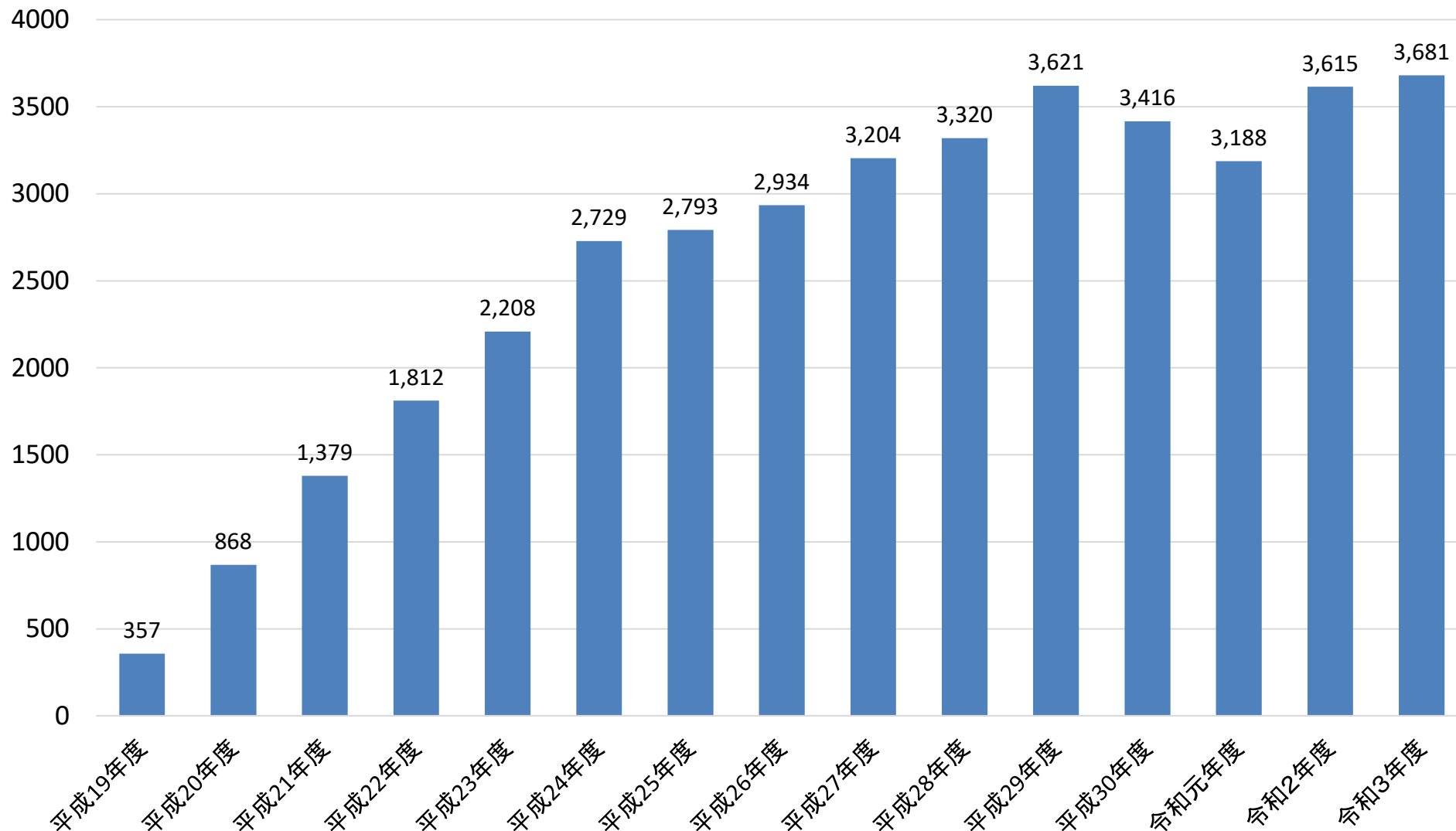


(注) 平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】令和3年度介護給付費等実態統計報告（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）

夜間対応型訪問介護の費用額

(百万円)



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※補足給付は含まない。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
	計	1,898,795	47,374
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
	計	3,595,326	13,581
合計		10,749,404	259,103

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

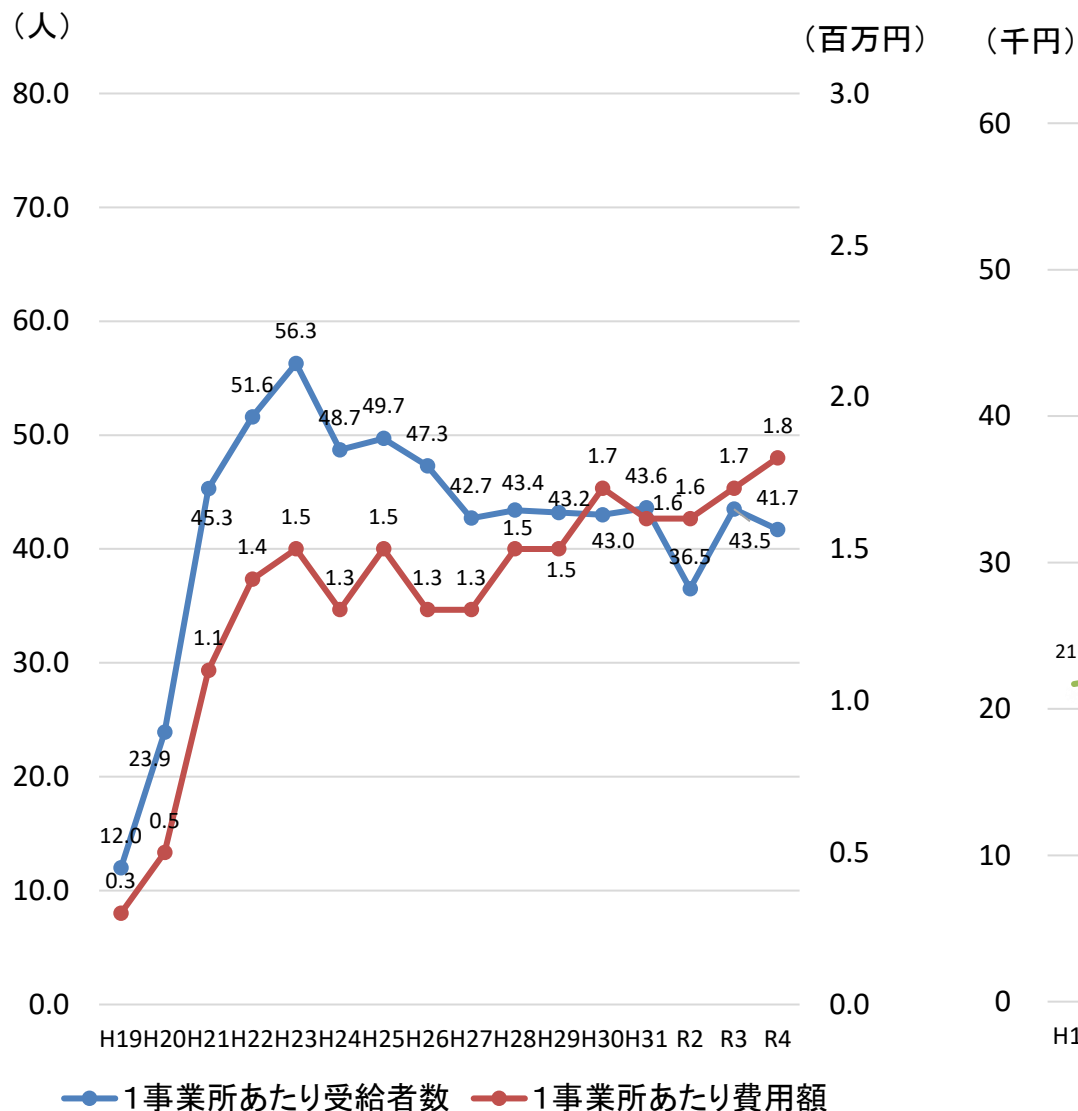
介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

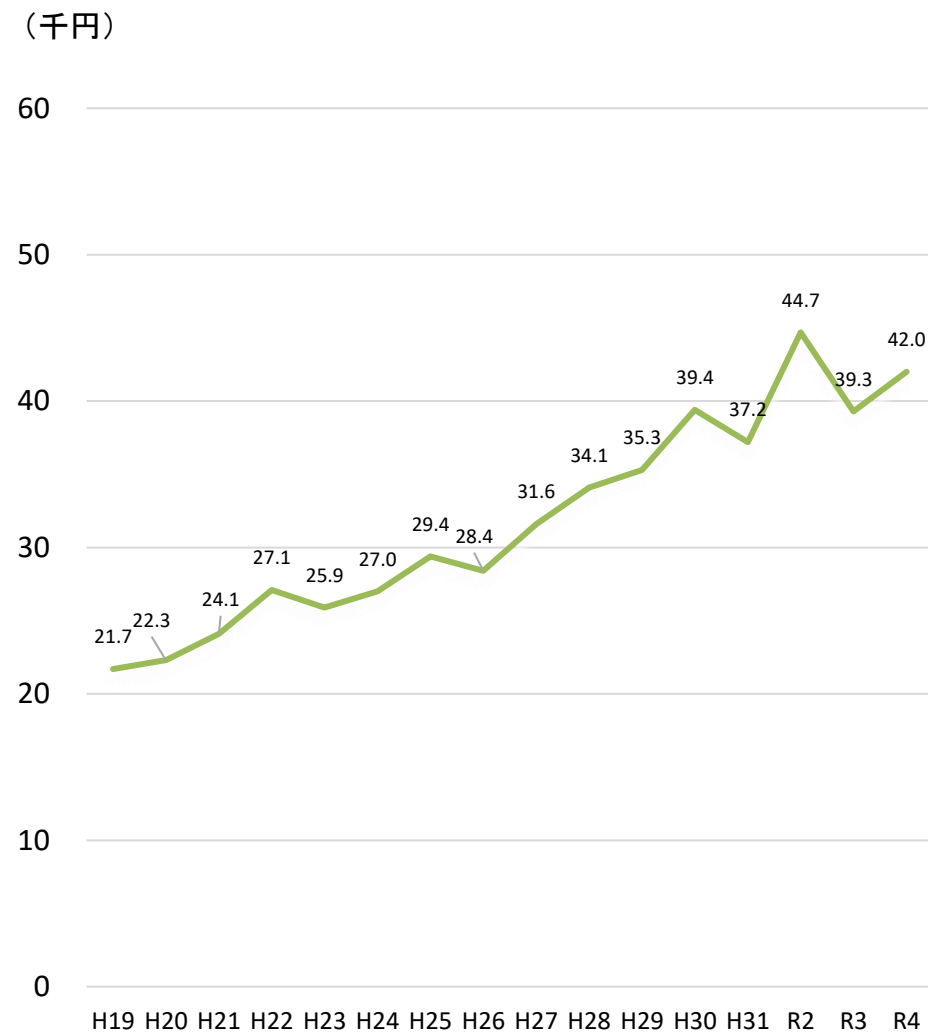
(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

夜間対応型訪問介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

【1事業所1月あたりの受給者数・費用額】



【利用者1人1月あたりの費用額】



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

夜間対応型訪問介護の経営状況

○ 夜間対応型訪問介護の収支差率は3.8%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和4年度 概況調査		
	令和2年度 決算	令和3年度 決算	対2年度 増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.4% <8.1%> (7.7%)	8.2% <8.1%> (7.8%)	△0.2% <0.0%> (+0.1%)
夜間対応型訪問介護※	△8.6% <△9.0%> (△8.9%)	3.8% <3.8%> (3.3%)	+12.4% <+12.8%> (+12.2%)
地域密着型通所介護	4.0% <3.5%> (3.7%)	3.4% <3.1%> (3.1%)	△0.6% <△0.4%> (△0.6%)
認知症対応型通所介護〔予防を含む〕	9.3% <8.8%> (9.1%)	4.4% <4.3%> (4.3%)	△4.9% <△4.5%> (△4.8%)
小規模多機能型居宅介護〔予防を含む〕	4.1% <3.8%> (4.1%)	4.7% <4.6%> (4.5%)	+0.6% <+0.8%> (+0.4%)
認知症対応型共同生活介護〔予防を含む〕	5.8% <5.5%> (5.5%)	4.9% <4.8%> (4.6%)	△0.9% <△0.7%> (△0.9%)
地域密着型特定施設入居者生活介護〔特定施設分以外を含む全体〕	3.7% <3.3%> (3.2%)	3.0% <2.8%> (2.6%)	△0.7% <△0.5%> (△0.6%)
地域密着型介護老人福祉施設	1.1% <0.7%> (1.1%)	1.2% <1.1%> (1.2%)	+0.1% <+0.4%> (+0.1%)
看護小規模多機能型居宅介護	5.2% <4.9%> (4.9%)	4.6% <4.4%> (4.2%)	△0.6% <△0.5%> (△0.7%)

注：「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注：括弧なしは、税引前収支差率(コロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(コロナ補助金を含む)

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況

2. 夜間対応型訪問介護の概況



3. 令和3年度介護報酬改定の内容

4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

5. 現状と課題及び論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (令和3年度介護報酬改定)

改定事項

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 認知症専門ケア加算等の見直し
- ② 認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ④ 生活機能向上連携加算の見直し
- ⑤ 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑦ サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑧ 人員配置要件の明確化
- ⑨ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑧人員配置要件の明確化

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護について、指定権者（市町村）間の人員配置要件の整合性を図るため、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護の例を参考に、以下を明確化する。
 - ア 計画作成責任者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）及び面接相談員（夜間対応型訪問介護）について、管理者との兼務が可能であること。【通知改正】
 - イ オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員は、夜間・早朝（18時～8時）において、必ずしも事業所内にいる必要はないこと。【通知改正】

基準

※追加する基準は下線部

(アについて)

- 管理者は常勤専従で配置。ただし、管理業務に支障がない限り、下記の他の職務と兼務できる。

<現行>

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等

<改定後>

オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等、計画作成責任者

【夜間対応型訪問介護】

オペレーションセンター従業者、訪問介護員等

オペレーションセンター従業者（面接相談員を含む）、訪問介護員等

(イについて) 【※上記2サービス共通】

- 午後6時から午前8時までの時間帯は、下記の場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。

<現行>

[オペレーター]
なし

<改定後>

ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合

[随時サービスを行う訪問介護員]なし

利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合

夜間対応型訪問介護(令和3年度介護報酬改定)

改定事項

- 夜間対応型訪問介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ④ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑤ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑥ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑦ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑧ 4(2)⑦人員配置要件の明確化
- ⑨ 4(2)⑧オペレーターの配置基準等の緩和
- ⑩ 5(1)②夜間対応型訪問介護の基本報酬の見直し
- ⑪ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑫ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

4.(2)⑦ 人員配置要件の明確化

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護について、指定権者（市町村）間の人員配置要件の整合性を図るため、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護の例を参考に、以下を明確化する。
 - ア 計画作成責任者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）及び面接相談員（夜間対応型訪問介護）について、管理者との兼務が可能であること。【通知改正】
 - イ オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員は、夜間・早朝（18時～8時）において、必ずしも事業所内にいる必要はないこと。【通知改正】

基準

※追加する基準は下線部

(アについて)

- 管理者は常勤専従で配置。ただし、管理業務に支障がない限り、下記の他の職務と兼務できる。

<現行>

<改定後>

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等



オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等、計画作成責任者

【夜間対応型訪問介護】

オペレーションセンター従業者、訪問介護員等



オペレーションセンター従業者（面接相談員を含む）、訪問介護員等

(イについて) 【※上記2サービス共通】

- 午後6時から午前8時までの時間帯は、下記の場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。

<現行>

<改定後>

[オペレーター] なし



ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合

[随時サービスを行う訪問介護員] なし



利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合

4.(2)⑧ オペレーターの配置基準等の緩和

概要

【夜間対応型訪問介護】

- 夜間対応型訪問介護について、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、利用者の処遇に支障がない場合は、以下について可能とする。【省令改正】
 - ア オペレーターについて、
 - i 併設施設等（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務すること。
 - ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。
 - イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を「一部委託」すること。
 - ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。

基準

※追加する基準は下線部

		夜間対応型訪問介護
サービス内容		・夜間における身体介護
サービス提供時間		・22時から6時までを含む夜間の時間帯 ※8時から18時を含めてはならない
人員基準	オペレーター	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 ・併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、認知症グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 ・随時訪問サービスに従事可 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
	面接相談員	・1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能
オペレーションセンター		・通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可） ※他の夜間対応型訪問介護事業所との間で、オペレーションセンターサービスを「集約化」可能
計画の作成		・オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成
事業の委託		・他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを「一部委託」可能

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況

2. 夜間対応型訪問介護の概況

3. 令和3年度介護報酬改定の内容



4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

5. 現状と課題及び論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護に関する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会） 抜粋

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護の普及等）

- 中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討するとともに、これらのサービスについて、事業者の経営実態や利用者の状況も踏まえ、その機能・役割を改めて検証した上で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるために必要な対応を総合的に検討していくべきである。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護がこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえつつ、今回の介護報酬改定で定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様となる基準の緩和を行うこととした夜間対応型訪問介護の機能や役割を含め、今後の在り方について検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会） 抜粋

（在宅サービスの基盤整備）

- 単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する大都市部の状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要である。
- その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の更なる普及に加え、例えば、特に都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせて提供する複合型サービスの類型などを設けることも検討することが適当である。
また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護など、機能が類似・重複しているサービスについては、将来的な統合・整理に向けて検討する必要がある。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた検証まとめ①

【令和3年度老人保健健康増進等事業による検証】

- 夜間訪問と定期巡回サービスの機能整理・在り方の検討として、利用者・サービス提供状況・利用開始前後の動向・利用者像等について事業所調査・居宅介護支援事業所調査・保険者ヒアリング調査を実施し、それぞれの共通点・相違点について検証した。

<役割・機能の違い>

- ・ **定期巡回サービスと夜間訪問の利用者像は概ね同じ**であった。
⇒ 定期巡回サービスと夜間訪問は、軽度者から中重度者であっても在宅生活を継続したい利用者に対し、定期訪問を中心とした柔軟なサービス提供を行うという点などで共通していた（個別具体的な項目では相違している点もあった）。

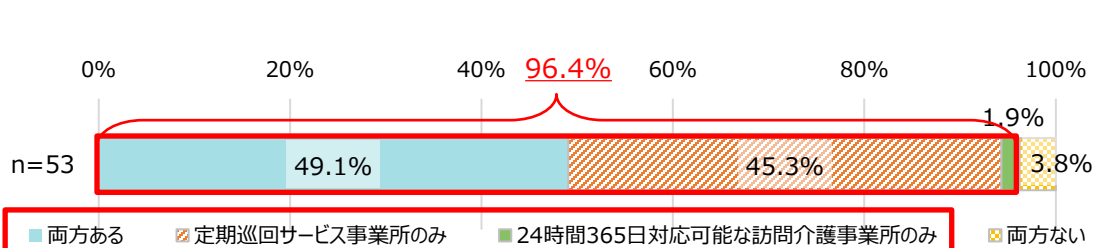
<今後のあり方>

- ・ **夜間訪問は定期巡回サービスに統合することが可能**ではないか。
⇒ 定期巡回サービス事業所調査と夜間訪問事業所調査の結果から、それぞれのサービスが提供する機能や利用者像については共通しており、相違点が生じている部分については確かに存在するものの、夜間訪問が定期巡回に統合された場合であっても対応可能であることが確認された。
- ・ また、夜間訪問事業所調査において、夜間訪問事業所と同じサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所のどちらかが少なくとも1か所以上ある割合は96.4%、夜間訪問事業所が定期巡回サービスの指定を併せて受けている割合は83.4%であり、**ほとんどの地域において夜間訪問の利用者は仮に定期巡回サービスと夜間訪問が統合された場合でもサービス提供を継続して受けることができるもの**と考えられる。

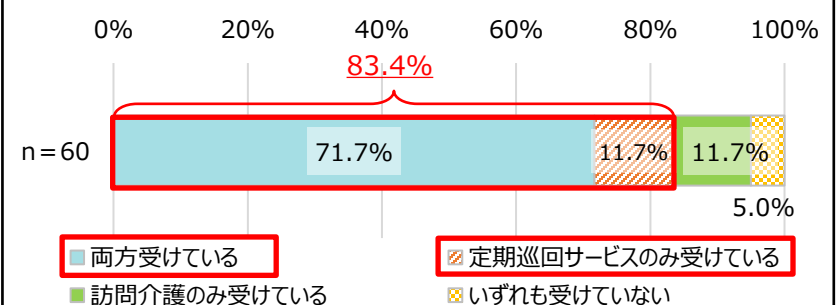
<検討課題>

- ・ 「定期巡回サービス」と「夜間訪問及び訪問介護の併用」をしている利用者の移行理由として「経済的な負担」や「毎日複数回の訪問」、「365日24時間の支援」といった観点での使い分けがされていると推察される現状であること、サービスの利用実態として夜間訪問利用者のうち定期訪問及び随時訪問両方の提供が全く無かった利用者が全体の70.4%であることを踏まえ、定期巡回サービスほどサービスの必要量が高くない要介護者を支える仕組みとして、**定期巡回サービスの一部機能のみの利用を可能にするサービス類型**や、夜間訪問利用者の状態像を考慮した他の介護サービスによる補完や代替、介護保険以外での対応等を、**利用者の経済的負担への配慮も行いながら別途検討する等、既存の夜間訪問の利用者に影響が生じないように配慮する必要がある**ため、統合する場合であってもどのようなサービス提供体制にするかについては引き続き議論が必要。特に、夜間訪問の代替サービスがない地域に居住する利用者について、引き続き必要なサービスを受け続けることができるような配慮が求められる。

夜間訪問事業所と同じサービス提供実施圏域内の定期巡回サービス事業所の有無



定期巡回サービス・訪問介護の併指定の状況



定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた検証まとめ②

【令和4年度老人保健健康増進等事業による検証】

- ▶ 令和3年度調査において事業所のサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所いずれもないと回答した3事業所について、ヒアリング調査を実施するとともに、夜間訪問と定期巡回サービスを統合した場合の影響について検証した。

<事業所の状況について>

- ・ 令和3年度調査において、同じサービス提供実施圏域内に定期巡回サービス、24時間対応訪問介護事業所いずれもないと回答した事業所3か所についてヒアリング調査を実施し、1事業所は夜間訪問のサービス提供を終了し定期巡回サービスを提供、1事業所は提供可能な定期巡回サービス事業所がある、1事業所は定期巡回サービスを併設している状況であり、令和3年度調査結果に回答した事業所に限っては**全ての事業所において定期巡回サービスまたは24時間対応可能な訪問介護事業所がある**ことが確認できた。

<サービスの機能・役割>

- ・ 利用者の特徴・利用者像としては、定期巡回サービスよりもサービス需要が低く、提供回数が少ない利用者であり、夜間の安心感を得たい方を中心に利用されているサービスであった（令和3年度調査でも同傾向であった。）。

<夜間訪問と定期巡回サービスを統合した場合の影響について>

- ・ 本調査で調査を行った事業所においては、**近隣または併設の定期巡回サービスにて対応が可能であるため、利用者への影響は無い**と考えられる。
- ・ 一方、夜間のみ利用ニーズがある方が夜間訪問を利用しているため、**定期巡回サービスに移行した場合に、夜間のみ利用する場合の単位数が設定されない場合には別サービスでの対応が必要となる可能性**がある。
- ・ また、ヒアリングを実施した事業所においては、**事業所としての影響は無い**との回答であった。

○ ヒアリング結果（抜粋）

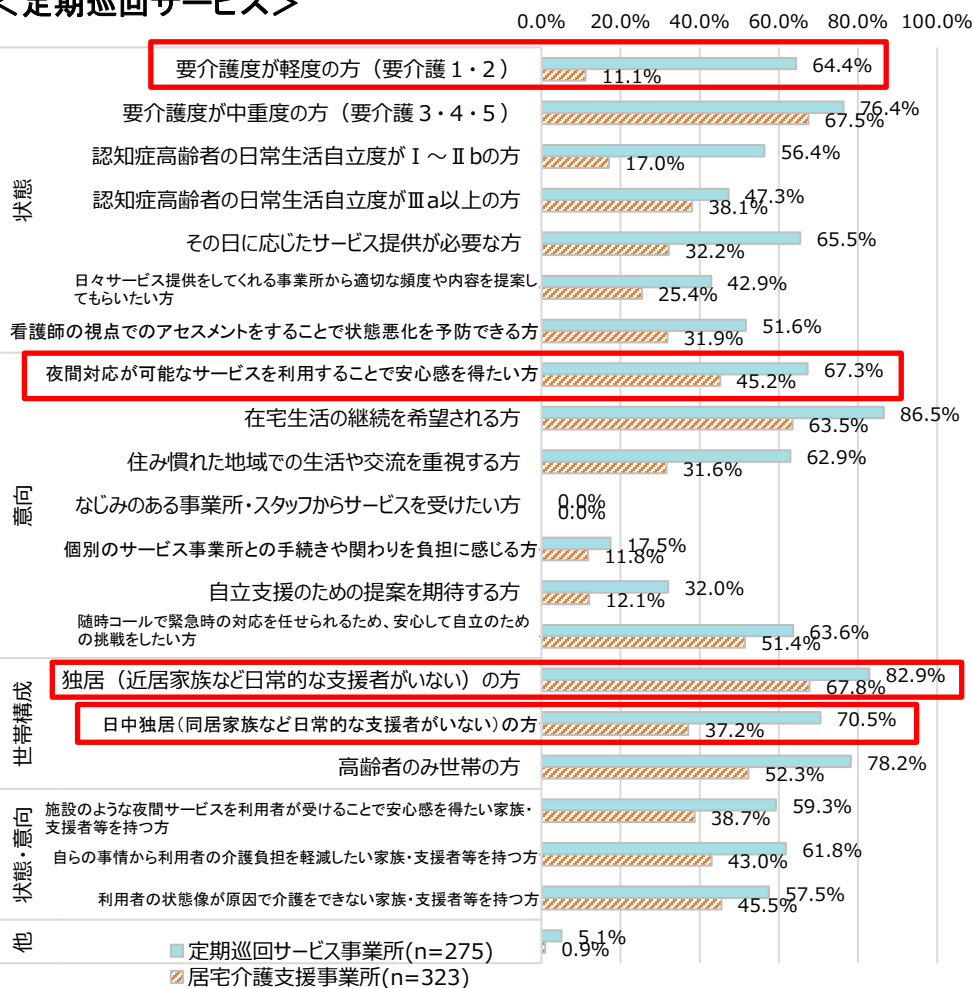
区分	A事業所	B事業所 (ヒアリングは辞退)	C事業所 (R4年3月サービス提供終了)
定期巡回サービス、または24時間対応の訪問介護を開始する可能性	・定期巡回サービスを開設済み。（併設事業所）	・定期巡回サービスの提供を検討	・定期巡回サービスを開設済み。
利用者への影響について（夜間訪問と定期巡回サービスが統合された場合に、利用者がどのサービスを利用することになるか）	・介護保険サービスであれば定期巡回サービスが基本。（介護保険サービスでいうと、そもそも定期巡回サービスやってなかったら夜間訪問やっていないと思う） ・介護保険外サービスであれば、緊急端末をお貸ししてオンコールで対応できることが当事業所の売りでもあるので、そのような介護保険外サービスでの対応可能性もある。（夜間のみ利用数場合の単位数が設定されない場合には、介護保険外の見守りサービス等での対応になると思われる。）	・近隣の定期巡回サービスまたは訪問介護を利用すると想定されるため、利用者への継続的な対応は可能	・訪問サービスが必要な利用者には定期巡回を提供している
事業所への影響について	・夜間訪問の方が定期巡回サービスに移行するので、事業所としては影響は無いと思う。（圏域の違いは殆どない）	—	なし

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の利用者像①

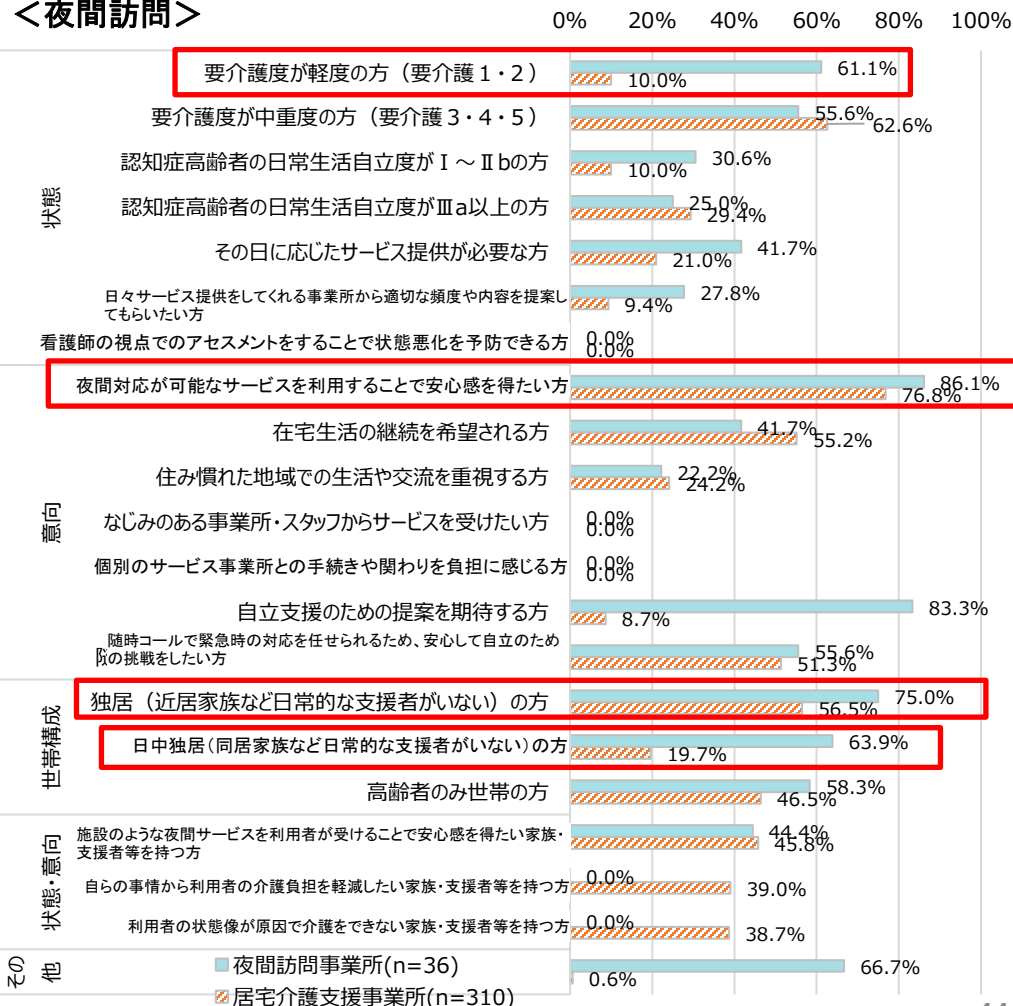
【本人の状態・意向、家族・支援者等】

○ 定期巡回サービス事業所、夜間訪問事業所の回答において、共通して6割以上となっているものは、「要介護度が軽度の方（要介護1・2）」（定期巡回サービス64.4%、夜間訪問61.1%）、「夜間対応が可能なサービスを利用することで安心感を得たい方」（定期巡回サービス67.3%、夜間訪問86.1%）、独居（近居家族など日常的な支援者がいない）の方」（定期巡回サービス82.9%、夜間訪問75.0%）、「日中独居（同居家族など日常的な支援者がいない）の方」（定期巡回サービス70.5%、夜間訪問63.9%）であった。

<定期巡回サービス>



<夜間訪問>

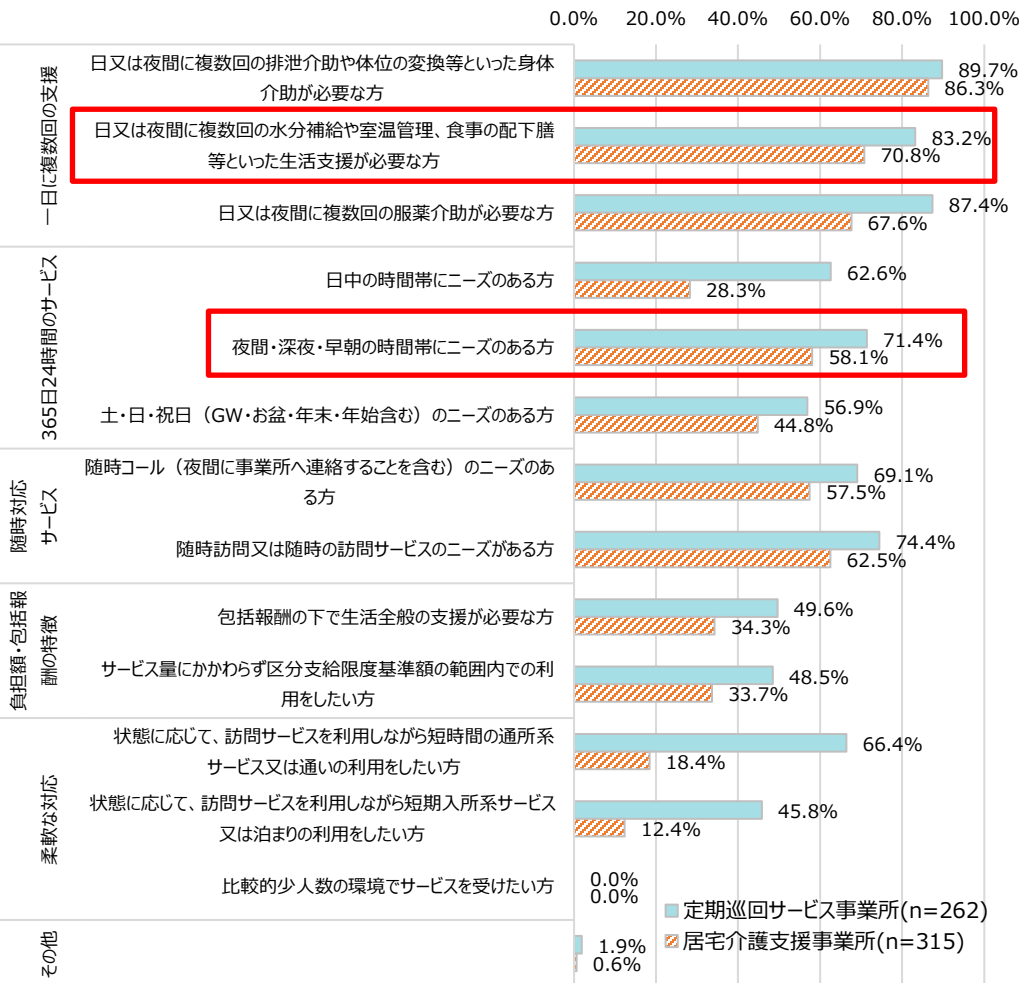


定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の利用者像②

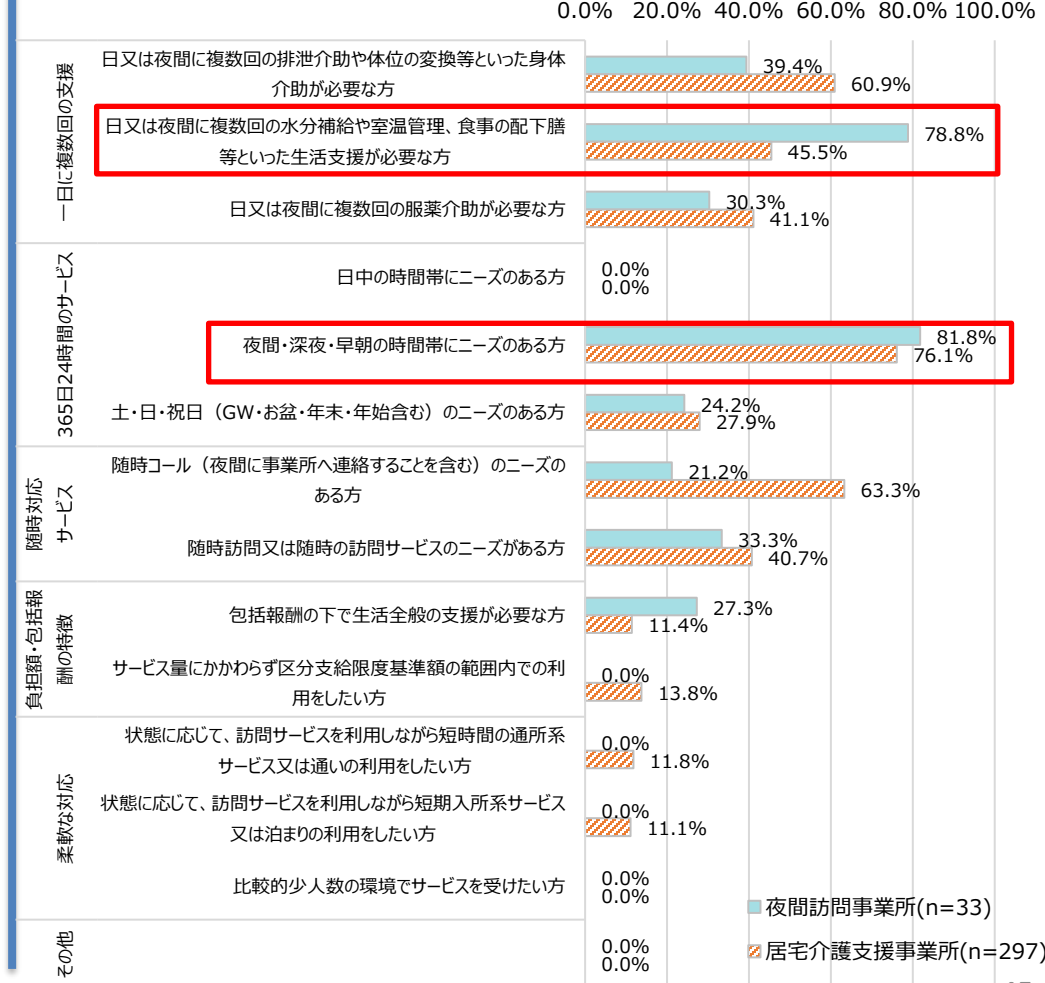
【サービスの特徴】

- 定期巡回サービス事業所、夜間訪問事業所の回答において、共通して7割以上となっているものは、「日又は夜間に複数回の水分補給や室温管理、食事の配下膳等といった生活支援が必要な方」（定期巡回サービス83.2%、夜間訪問78.8%）、「夜間・深夜・早朝の時間帯にニーズのある方」（定期巡回サービス71.4%、夜間訪問81.8%）であった。

<定期巡回サービス>



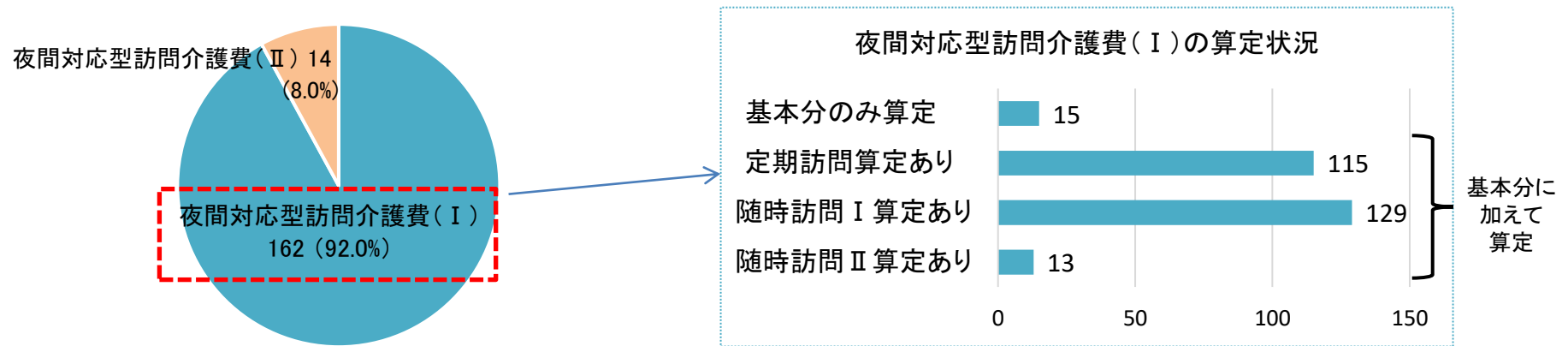
<夜間訪問>



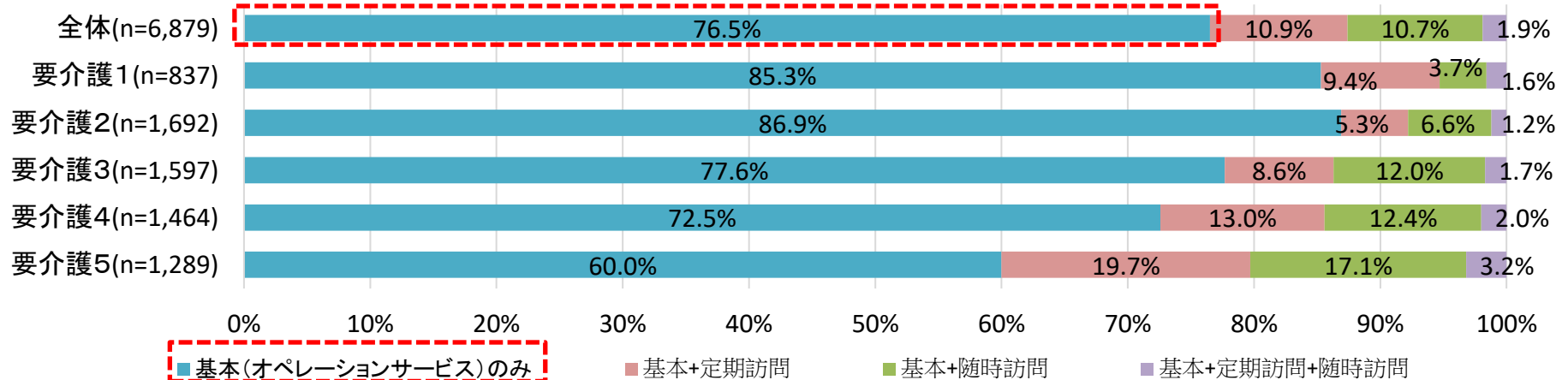
夜間対応型訪問介護の給付実態

- (1) 事業所別に見ると、9割以上の事業所が夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定しており、そのうち15事業所は基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっていた。
- (2) 利用者形態別（全体）に見ると、76.5%の利用者が基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっており、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が多い。

(1) 事業所が算定する基本報酬の区分 (n=176事業所)



(2) 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ): 利用形態別利用者割合 (n=6,879人)

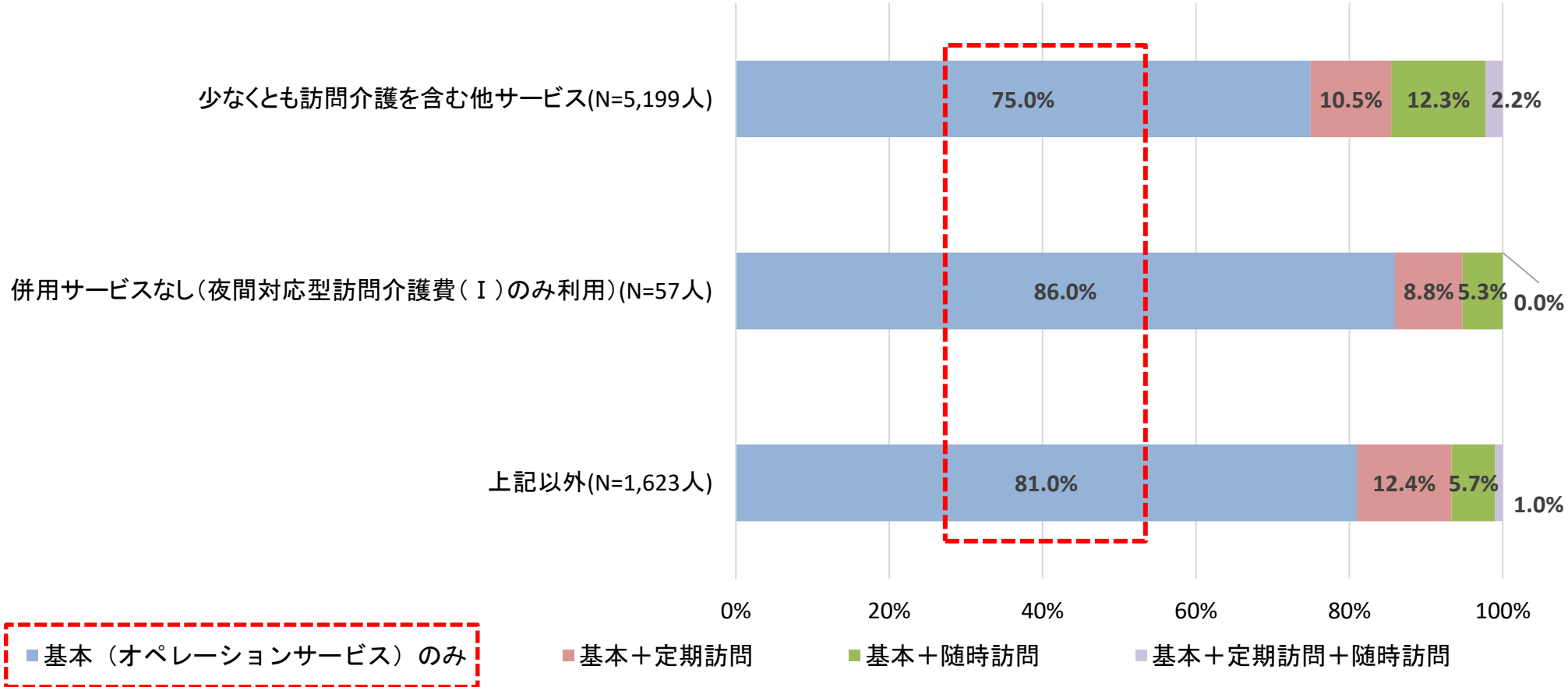


(注) (1)~(2)は、介護保険総合データベースの任意集計(令和4年11月サービス提供分)

夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者の他サービス併用状況

- 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者は、訪問介護を併用しているケースが75.6%（5,199/6,879人）。
- 併用している他サービスの状況別にみると、基本分（オペレーションサービス）のみ利用のケースが約8割。

【夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者が併用しているサービスの組み合わせ】（N=6,879人）



※ 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：介護保険総合データベースの任意集計（令和4年11月サービス提供分） 月遅れ、過誤請求は除く。

第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(案)における対応

※ 第106回社会保障審議会介護保険部会(令和5年2月27日)資料1-2における定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスに関する広域利用や普及に関する事項を抜粋し、一部加工。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項	見直しの方針案
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念 2 介護給付等対象サービスの充実・強化	● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第三 都道府県介護保険事業(支援)計画の作成に関する事項	
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
市町村	都道府県	見直しの方針案
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。【市】
市町村	都道府県	見直しの方針案
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	○ 標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きにかかる負担が軽減される旨を追記。【市県】
市町村	都道府県	見直しの方針案
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、区域外指定の事前同意等による広域利用等に係る検討への都道府県の関与について記載。【県】

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概況

2. 夜間対応型訪問介護の概況

3. 令和3年度介護報酬改定の内容

4. 関連する各種意見・サービス提供等の状況



5. 現状と課題及び論点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の現状と課題

<現状と課題>

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の訪問を行うもの（平成24年度創設）。
- （看護）小規模多機能型居宅介護と並んで、今後、更なる普及に向けて取り組んでいくサービスとされている。
- 請求事業所数(1,151)、受給者数(34,800人)、費用額(722億円)は年々増加している。
- 収支差率は、令和元年が6.6%、令和2年が8.4%、令和3年が8.2%と推移している。
- 前回の令和3年度介護報酬改定では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の人員配置要件の整合を図ったところであり、現在、夜間対応型訪問介護との差異は主に報酬体系とサービス提供時間帯となっている。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者の在宅生活継続や介護者の就労継続に資するものであり、「介護離職ゼロ」に向けた基盤整備の対象サービス。第8期介護保険事業計画では、令和4年度（2022年度）実績値3.5万人から、令和7年（2025）年度にかけて4.4万人（26%増）の見込み量となっている。

○ 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うもの（平成18年度創設）。
- 人員・運営等の基準については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との均衡を考慮したものとなっている。
- 請求事業所数180事業所、受給者数7,500人、費用額36億円。
- 多くの事業所が、「定額（オペレーションサービス）+出来高（訪問サービス）」の基本報酬を選択。
- 利用状況については、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在する一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行わない場合）の報酬単位数を超えて利用する利用者も存在するなどばらつきがある。
- 前回の令和3年度介護報酬改定では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の人員配置要件の整合を図ったところであり、現在、夜間対応型訪問介護との差異は主に報酬体系とサービス提供時間帯となっている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の論点

<論点>

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護について、両サービスの機能・役割や、これまでの介護報酬改定における対応等を踏まえ、両サービスの将来的な統合・整理に向けてどのように考えるか。
- また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、今後の更なる普及に向けて、限られた人材を有効に活用しながら、効率的なサービス提供を可能とする観点から、どのような方策が考えられるか。